

## 1. 平成28年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成28年2月22日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成28年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程5 議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意について
- 日程6 議案第3号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程7 議案第4号 郡上市行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程8 議案第5号 郡上市情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第6号 郡上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程13 議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第17号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第18号 郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 日程22 議案第19号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について
- 日程23 議案第20号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について

- 日程24 議案第21号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程25 議案第22号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程26 議案第23号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程27 議案第24号 平成27年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程28 議案第25号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程29 議案第26号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程30 議案第27号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）について
- 日程31 議案第28号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程32 議案第29号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程33 議案第30号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程34 議案第31号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程35 議案第32号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程36 議案第33号 平成27年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程37 議案第34号 平成28年度郡上市一般会計予算について
- 日程38 議案第35号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程39 議案第36号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程40 議案第37号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程41 議案第38号 平成28年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程42 議案第39号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程43 議案第40号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程44 議案第41号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程45 議案第42号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程46 議案第43号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程47 議案第44号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程48 議案第45号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程49 議案第46号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程50 議案第47号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程51 議案第48号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程52 議案第49号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程53 議案第50号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について

- 日程54 議案第51号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程55 議案第52号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程56 議案第53号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程57 議案第54号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程58 議案第55号 平成28年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程59 議案第56号 平成28年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程60 議案第57号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程61 議案第58号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程62 議案第59号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について
- 日程63 議案第60号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程64 議案第61号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程65 議案第62号 第2次郡上市総合計画基本構想について
- 日程66 議案第63号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程67 議案第64号 財産の無償譲渡について（高鷲町ひるがの地内）
- 日程68 議案第65号 財産の無償譲渡について（和良町安郷野地内）
- 日程69 議案第66号 財産の無償譲渡について（上土京集会所）
- 日程70 議案第67号 工事請負変更契約の締結について（第75号阿多岐川災害復旧工事）
- 日程71 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程72 議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告等）
- 日程73 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程74 議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷲 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄

11番	清水正照	12番	上田謙市
13番	武藤忠樹	14番	尾村忠雄
15番	渡辺友三	16番	清水敏夫
17番	美谷添生	18番	田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	教育長	青木修
市長公室長	田中義久	総務部長	三島哲也
健康福祉部長	羽田野博徳	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	山下正則	建設部長	古川甲子夫
環境水道部長	平澤克典	教育次長	細川竜弥
会計管理者	佐藤宗春	消防長	川島和美
郡上市民病院 事務局長	尾藤康春	国保白鳥病院 事務局長	藤代求
郡上市 代表監査委員	齋藤仁司		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加藤光俊
議会事務局 議会総務課主査	武藤淳		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところ、出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成28年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 兼山悌孝君、6番 野田龍雄君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（尾村忠雄君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月15日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2月22日から3月18日までの26日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月22日から3月18日までの26日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

広報紙掲載のため写真撮影を許可しておりますので、お願いいたします。

---

### ◎平成28年度施政方針について

○議長（尾村忠雄君） 日程3、平成28年度施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成28年第1回郡上市議会定例会の開会に当たり、挨

拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成28年第1回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集いただき、まことにありがとうございます。

今定例会の開会に当たり御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、今回提案いたしました新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要な施策や事業について説明申し上げ、議員各位を初め市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

なお、私も議員各位におかれましても、今任期中、最後の市議会定例会となります。そうした中、市民の皆様とともに策定した地方創生における総合戦略の推進を初め地域経済の下支えも含め、待ったなしの振興対策事業等を盛り込んでおりますので、積極的な御議論をいただき、議決を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

政府は、各地方自治体の地方創生に向けた総合戦略の策定を平成27年度末までに終えるよう要請するとともに、地方の意欲的なチャレンジに対して「地方創生交付金」で応援するとしております。また、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、新三本の矢として掲げた、1つ、「希望を生み出す強い経済」、2つ目に「夢を紡ぐ子育て支援」、3つ目に「安心につながる社会保障」、この3つの柱の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランを策定するとしております。

このような状況の中で、本市では、昨年10月末に「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定し、人口の将来展望を示すとともに、1つ、「産業振興・雇用の充実」、2つ目に「定住・交流・移住の推進」、3つ目に「子ども子育て環境の整備」、4つ目に「生活基盤の整備と医療及び健康福祉の充実」、これらの4分野について、それぞれ基本目標を設定し、目標を達成するための施策を明らかにしました。また、今議会にその「基本構想」となる部分を上程し、御審議いただくこととなっております「第2次郡上市総合計画」の策定も同時期になったことから、地方創生を推進するための総合戦略との一体的な政策推進を図るため、総合戦略を総合計画の前期基本計画におけるアクションプランとして位置づけ、前述の総合戦略の4つの基本目標や施策と、総合計画の1つ、「産業雇用」、2つ目、「定住・移住・交流」、3つ目、「子ども子育て・教育」及び4つ目、「地域支え合い」、これらの4つの重点プロジェクトを相互に関連づけた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、国の平成27年度補正予算に伴う「地方創生加速化交付金事業」については、国・県との協議を整えた上で、今議会において補正予算を追加上程し、当初予算とあわせて一体的に事業を進めてまいりたいと存じます。また、国においては、新年度予算案で創設した「新型交付金事業」の仕組みを定めた「地域再生法」の改正が年度内の成立に向けて進められていることから、本市といたしましても新年度早々に事業計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

平成28年度の当初予算をこうした考え方をもとに編成をいたしました結果、一般会計の性質別歳出では、普通建設事業費において、文部科学省の耐震基準に満たない全ての小中学校施設の耐震化が平成27年度までに全て完了をしたものの、音声告知端末の保守期間終了に伴う「防災行政無線施設整備事業」や市北部地域の拠点斎場を整備する「斎場整備事業」、重要伝統的建造物群保存地区における「無電柱化整備事業」など、防災対策や環境、社会基盤の整備などに必要な事業費を確保したため、計上額は前年度対比12.9%、5億8,090万円増の50億9,413万円となりました。また、人件費は3.0%、1億2,980万円減の42億3,285万円、公債費は7.0%、3億6,038万円減の48億2,388万円、物件費は0.3%、1,152万円増の39億7,992万円、補助費は14.7%、2億7,933万円増の21億7,938万円、繰出金は3.4%、1億2,505万円増の38億4,001万円を計上いたしました。

一方、歳入では、景気回復傾向に伴い所得水準の若干の上昇が見込まれることによる個人市民税の増収や、軽自動車税の税率改正等による増収といったプラス要素と、法人市民税における地方法人税、これは国税であります、この地方法人税の創設に伴う地方税としての法人市民税の税率の引き下げ改定等による影響や、家屋の新・増築の減少等による固定資産税の減収といったマイナス要素等を勘案をいたしまして、市税全体では49億1,855万円を計上し、0.5%、2,269万円の増額となりました。

地方交付税については、合併算定がえ特例措置の段階的縮減が3年目となり、合併算定がえと一本算定による差額の5割が減額となりますが、これまでの支所経費や消防費、清掃費の見直しに加え、保健衛生費、教育費等における地方の実態を反映した算定方式の見直しにより、一本算定の基準財政需要額への加算分による増額が見込まれることから、普通交付税は前年度対比0.5%、5,600万円減の116億3,000万円を計上いたしました。また、特別交付税については、国の地方財政計画により0.3%、200万円減の5億9,900万円を計上し、交付税全体としては0.5%、5,800万円減の122億2,900万円となりました。

次に、市債におきましては、通常債で24億3,690万円を計上いたしました。これは、これまで「公債費負担適正化計画」において、従来設定をしましてまいりました「平成27年度以降23億円」という通常債の限度額を2億円増額して「25億円」とする見直しを行い、合併特例債などの活用による積極的な建設事業に取り組むこととしたものであります。また、国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債は、国の総枠の減少に伴い5.3%、4,600万円減の8億2,600万円を計上し、市債全体では4.9%、1億5,220万円増の32億6,290万円を計上いたしました。

以上の結果、平成28年度当初予算の一般会計の予算規模としては279億300万円で、前年度当初予算と比較して1.3%、3億5,400万円の増となる2年連続で増加の積極的な予算となっております。

なお、郡上北部清掃センター解体工事と長良川鉄道郡上八幡駅の駅舎改修工事、白鳥特産物振興センターの道の駅指定に向けたトイレ改修工事、郡上八幡総合運動場整備工事のための財源に充て

るため、公共施設整備基金から3億6,500万円を取り崩して繰り入れを行うこととし、財政調整基金からは財源不足額1,000万円を取り崩すことにより編成したことを申し添えます。

このような方針に基づき編成した平成28年度当初予算の規模は、一般会計につきましては、ただいま申し上げましたとおり279億300万円、1.3%、3億5,400万円の増、特別会計は175億2,938万円、4.0%、6億7,310万円の増、企業会計は54億6,413万円、0.3%、1,863万円の増であり、合計508億9,651万円、2.1%、10億4,573万円の増となりました。

続きまして、以下、第2次郡上市総合計画前期基本計画の柱立てに沿って、7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を御説明申し上げます。

最初に、1つ目の柱である「産業・雇用」についてであります。

農業を取り巻く環境は、担い手不足や高齢化、TPPの大筋合意を踏まえた国際化への対応等厳しい状況下にあります。昨年、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されたことを生かし、農産物等の付加価値の向上やブランド力の強化など、持続可能な農業・農村の実現と地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

担い手対策については、農業委員会に新たに農地利用最適化推進委員を設置する組織強化を行うとともに、今後の地域農業のあり方を集落全体で考える「人・農地プラン」を核として、農地中間管理機構集積協力金を活用した農地集積・集約化を進めます。さらに、集落営農や担い手、新規就農者に対して機械、施設の整備等への支援を行ってまいります。

また、新規事業として、地産地消の拠点施設である朝市・直売所への支援制度や、これまでの振興作物とは別の可能性を秘めた作物の発掘、育成を目的とした「新しい振興作物発掘支援事業」、女性の農業参画を促進するための「女性農業者育成支援事業」を創設し、本市農業のさらなる発展に取り組めます。

野生鳥獣の被害防止対策については、鳥獣被害対策実施隊等による捕獲強化や地域ぐるみで行う恒久柵の設置、ニホンジカによる新植した苗木の食害防止など、引き続き、総合的な鳥獣被害防止対策を推進するとともに、獣肉の利活用を進めます。

水産業については、漁獲量の確保、魚類の繁殖保護のため、漁業協同組合が行う稚魚放流事業への支援を継続するとともに、世界農業遺産に認定された長良川上中流域の4市と県が連携してPR活動に取り組むほか、本市単独による市民への啓発活動、棚田の保全活動や植樹活動への支援、地場産物のブランド力向上にも積極的に取り組めます。

森林・林業については、昨年、大型製材工場が本格稼働し、市内の木材需要が増加していることから、造林推進事業を積極的に推進するとともに、木材搬出時に必要な作業道の改修・拡幅を新たに支援することにより、搬出間伐等による木材生産量の増加に取り組めます。戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えている中、適正な皆伐が実施されるよう指導を行うとともに、低コスト



手法による再生林を推進することにより、効果的な森林資源の循環利用を目指します。このほか、市産材を使用した新築・増改築の支援事業では、住宅に加え、新たに店舗も補助対象とし、市内産材の利用拡大を図ります。

また、農業・林業の振興を図るため、県営中山間地域農村活性化事業等により、農業生産基盤及び農業集落環境の整備を行うとともに、積極的な林業生産活動を推進するための公共林道整備事業等を活用した林道整備の計画的な実施と林道橋——林道の中でかかっている橋でございますが、林道橋の簡易点検も行ってまいります。加えて、山地荒廃による土砂災害を防止し、安定した森林づくりを推進するための治山対策事業の促進を図ります。

次に、畜産振興については、農家の高齢化と後継者不足が進み、生産基盤の弱体化が懸念される中、「強い畜産構造改革支援事業」等を活用し、畜産主産地の維持・拡大を図ります。和牛では、優良資質を持つ系統雌牛の保留・導入に努めるとともに、平成29年度に宮城県で開かれる「第11回全国和牛能力共進会」に向け、候補牛の技術・衛生管理指導を強化し、郡上市からの本選出場を目指します。また、乳牛では、性判別精液の利用拡大による雌子牛生産の効率化等に取り組み、生乳基盤強化を図ります。このほか、診療事業や人工授精事業を通じ、家畜の疾病防止、生産性の向上を図るとともに、口蹄疫・鳥インフルエンザなど畜産経営に壊滅的影響を及ぼす伝染病の防止に努めます。

次に、商工振興については、創業及び経営の相談や各種融資制度及び助成制度の有効活用、人材育成等に努め、事業者の資金繰りの円滑化など負担の軽減を図ります。また、空き店舗等を活用して起業を目指す方などに、改修費用や家賃の一部を新たに支援いたします。

郡上ならではの地域資源とすぐれた技術を生かした「売れるモノづくり」を推進するため、新商品開発や販促支援として、各種セミナーや国内各地での商談会、アンテナショップへの出展を支援するなど、魅力ある郡上製品の創出と市場の開拓に努めます。

企業誘致については、昨年大型製材工場や航空機関連工場の完成により、大きく雇用の確保ができました。今後は、工場用地取得専門員を置いて、新たな工業団地の開発や企業立地の促進に努め、市内企業の規模拡大とともに新たな企業誘致にも積極的に取り組んでまいります。

若者の市外流出や産業の担い手不足を防止するため、専任職員による高校生・大学生・専門学校生へのUIターンの呼びかけや市内企業のPRを展開するほか、新たなUターン・Iターン者、新規学卒者を採用する企業を支援します。また、「戦略的雇用対策事業」として、季節型の雇用を通年型雇用とする「コンソーシアム構想」の仕組みづくりに取り組んでまいります。

観光振興については、東海北陸自動車道の4車線化を初め、北陸新幹線の延伸による交通アクセスの変化や外国人観光客の増加などの社会情勢に対応しながら、郡上おどり・白鳥おどり等の伝統文化やスキー・スノーボード、アウトドアアクティビティー等の体験型の観光など、地域の特性を

生かした多様な観光資源により、四季を通じた滞在型観光客の増加を目指すとともに、観光行政に関する高度なノウハウを持つ職員を育成するため、国土交通省中部運輸局観光部へ職員1名を派遣いたします。

また、世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」については、観光振興の面においてもさまざまな活用を図ります。

海外からの観光客誘致については、広域連携により、台湾、タイなど東南アジアを中心に商談会への参加や招聘事業を行うとともに、観光立市にふさわしい「おもてなし」の提供を促進いたします。

さらに、長良川鉄道観光列車の運行開始に伴い、案内人を配置することや郡上八幡駅の改修などを実施し、観光拠点として整備をします。また、市有の観光施設である道の駅や温泉施設等については、適切な整備を行うとともに、指定管理者制度を有効に活用し健全な経営に努めます。

これらの観光振興を戦略的に進めるため、市観光連盟の体制を充実し、事業の拡大や関係組織との連携強化を図ります。加えて、八幡市街地の空き家対策については、引き続き利活用を積極的に推進いたします。

このような産業の振興を「みんなでやрмаいか！郡上の元気・やる気条例」の趣旨にのっとり、市政の最重要課題として、市民の皆さんや関係団体とともに取り組んでまいります。

以上、「産業・雇用」の施策に19億4,275万円——一般会計同額でございますが——を計上いたしました。

次に、2つ目の柱である「環境・防災・社会基盤」について申し上げます。

水道事業については、財政事情を勘案しながら、徹底したコスト削減と効率的な水道施設統合を進めることにより、安全で安定的な供給の持続が可能な事業形態を目指しております。平成28年度は、「八幡上水統合整備事業」及び「白鳥東部統合簡易水道事業」に新たに着手するなど、市内全域にわたる水道施設統合を引き続き推進します。また、計画的な漏水調査を実施し、漏水箇所の修繕等による有収率の向上に努めます。

下水道事業については、集合施設整備計画による施設整備は全て完了しており、施設の適切な運転及び維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。また、経営面では、人口減少社会の到来による加入者の減少や節水型社会への移行に伴う汚水量の減、それに伴う使用料の減少など、下水道事業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっております。今後は、安定的・効率的に事業を継続していくための公営企業会計への移行を進めます。また、下水道事業資本費平準化債3億5,000万円を発行し、世代間負担の公平化を図ります。

次に、廃棄物処理事業については、郡上クリーンセンターや郡上北部クリーンセンター、郡上環境衛生センターを適切に維持管理し、適正で安全な廃棄物処理を実施します。その上で、施設運営

の効率化及び長寿命化を図り、コスト削減に努めます。また、環境負荷の軽減等循環型社会を目指し、不要なものは買わない（リフューズ）、必要以上に買わない（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）の、いわゆる4つのR、4Rの推進や、エコプラザにおける資源ごみの収集と分別指導、生ごみ資源化の啓発及び不法投棄の防止に努めます。

なお、廃棄物処理施設の統合により運営を休止しておりました白鳥町内のごみ焼却施設、郡上北部清掃センターについては、本年度に取り壊し工事を実施いたします。

環境保全については、世界農業遺産の認定を受けた長良川最上流域の責務として、美しい水と緑の環境維持・保護に努めます。

小水力発電施設については、昨年、稼働を開始した白鳥町石徹白地内の石徹白清流発電所に続き、白鳥町阿多岐地内及び干田野地内並びに明宝気良地内において、県営事業による施設整備を進めます。なお、石徹白農業用水農業協同組合の進めております小水力発電施設につきましても、引き続き支援をまいります。

消防・防災については、市民の安全・安心を確保するため、地域防災のかなめである消防団の充実強化を目指し、自治会や事業所等の協力を仰ぎながら消防団員の確保に努めるとともに、新たな試みであります「消防団員婚活イベント開催事業」により、大切な人、大切なまちを守る消防団員に出会いの場を提供します。また、消防団員の装備品として、雨天や夜間などの消防活動において安全性が確保できる雨衣——いわゆる雨がっぱでございますが——一式を全団員に配備いたします。

自助・共助に基づく地域防災力を高めるため、地域の防災活動の核となる自主防災組織の強化への支援としまして、研修会の開催、防災資機材の購入や防災士の資格取得に向けた経費の助成を行うとともに、避難所に指定している地区集会所の耐震補強工事に対する補助を行います。

また、今後も災害時等における情報伝達手段を確保していくため、平成30年度に保守期間が終了する音声告知端末にかわる機器として、停電時にも対応できる同報系防災行政無線戸別受信機の設置に向けた施設整備に着手いたします。このほか、大雪による停電、道路の寸断、集落の孤立等の被害を防止するため、道路及び電線沿いの倒木のおそれがある立木を伐採する「ライフライン保全対策事業」を引き続き実施してまいります。

常備消防については、消防職員の資質向上による組織強化を図るため、消防大学校において専門的な知識や最新技術を習得させるとともに、山間地救助活動隊による山間部での実践訓練、山岳遭難救助研修等への参加による現場対応力の強化を図ります。また、消防力の維持強化のため、老朽化した高規格救急車を更新するとともに、機能の充実した最新の救急資機材を整備し、救急救命活動の高度化を図ります。なお、救助用資機材等についても計画的に整備・更新し、多様化する災害等への備えを充実させてまいります。加えて、消防団の施設・設備についても、消防施設整備計画に基づき、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプなどの更新を図ります。

このほか、東日本大震災に伴う被災地への支援としての職員派遣に当たっては、岐阜県市長会派遣団の一員として、岩手県釜石市へ1名を半年間派遣いたします。

交通安全対策については、郡上警察署、郡上地区交通安全協会等との関係機関と連携し、幼児から高齢者までを対象とする交通安全指導の実施及び交通安全対策施設の整備に努めます。また、生活安全対策については、消費生活相談体制の充実、自治会が行う防犯灯設置への支援と市が管理する街路灯のLED化、市の施設や公共の場所への防犯カメラの設置などに引き続き取り組むほか、特定空き家等の対策を進めてまいります。

次に、社会基盤整備については、東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ以北の4車線化の早期完成を初め、国事業である国道156号大和改良や徳永歩道、県事業の主要地方道金山明宝線（仮称）めいほうトンネルや郡上南部広域農道等の継続事業の促進を図るとともに、国道156号郡上大橋かけかえ事業、濃飛横断自動車道和良八幡ルート of 早期事業化など懸案事業の推進に向け、関係機関に対し、より一層の働きかけを行ってまいります。

また、社会資本整備総合交付金事業や合併特例道路整備事業等による道路・橋梁の整備と維持管理、災害危険箇所の解消を推進するための河川改修や急傾斜地崩壊対策事業の実施、冬季における市民生活の安定を図るための除雪体制の整備・確保に努めます。

その主な内容としましては、市道五町勝更線の勝更橋や市道剣42号線のセンター橋等の橋梁耐震補強・長寿命化のための改修等を継続実施するとともに、市道生屋区内1号線改良、市道白鳥・中西線改良を初め、道路ストック総点検事業による道路の路面、構造物及び附属物の調査点検をもとに、道路改良及び維持補修の優先度を考慮しながら計画的に整備を行ってまいります。また、沿道林修景整備事業では、市直営と自治会提案型を併用して、道路環境整備とライフラインの確保も積極的に進めてまいります。

本市の良好な景観を保全し、快適な住環境を形成するため、景観計画や景観条例に基づいた規制・誘導とあわせて、景観百景の認定及び事業支援並びに景観賞の表彰により、景観形成に対する市民意識の高揚と個性的で魅力あるまちづくりに取り組みます。また、八幡都市計画区域の交通、環境、景観、防災等の都市機能の充実に向けた総合的な施策を進めるため、新たに策定した「郡上市八幡都市計画マスタープラン」により、連綿と引き継がれた歴史と文化を守りながら、郡上八幡の個性を生かした自立型のまちづくりを目指します。あわせて、八幡市街地においては、「都市再生整備計画」に基づき、重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化整備事業を中心に、歴史的風致を生かしたまちづくりを推進してまいります。

市営住宅につきましては、雇用促進住宅那留宿舍の譲渡を受け、これを市有住宅として活用するとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後とも適正な維持管理に努めます。

公共交通については、引き続きバス路線の維持に努め、市民の通院、買い物など日常生活におけ

る移動手段の確保と利便性の向上を図ります。なお、厳しい経営状況にある乗り合いバス事業者の車両更新に際しては、引き続き公有民営方式により事業者の負担軽減と利用者の安全確保を図ってまいります。また、バス利用者は年々減少する状況にあるため、高齢者を対象とした試乗体験などを実施し利用促進に努めます。

長良川鉄道については、引き続き沿線市町と連携して運行を支援するとともに、4月27日から運行が始まる観光列車の利用促進に努め、地域の活性化につなげてまいります。また、新たに「長良川鉄道通勤定期乗車券購入費補助制度」を導入し、利用者数の増加を図ります。

テレワークの推進については、平成27年度に整備した「モデル・テレワーク・ハウス」を情報拠点としてサテライトオフィスの誘致を行うとともに、ICT企業と連携しテレワーカーの移住を促進します。また、新たな取り組みとして、パソコンの技能を持った不特定多数の人に対し、その技能を生かせる業務の受注を仲介するクラウドソーシングによるサービスの促進を図ります。

ケーブルテレビ事業については、指定管理者制度を導入し3年が経過しましたが、運営委託先である株式会社郡上ネットにて順調に管理・運営がなされております。今後は、今まで以上に機動的で幅広い映像や情報サービスの提供に努めます。

次に、社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」に対応するため、平成27年度にシステム改修を実施し、制度への対応を図っております。今後は、平成29年7月から開始される情報連携に向けたセキュリティー強化及びシステム運用テストを実施してまいります。また、行政ネットワーク機器の更新による安定したネットワーク運用と保守管理経費の削減に努めます。

以上、「環境・防災・社会基盤」の施策に62億3,187万円、その内訳は一般会計38億1,170万円、特別会計23億4,967万円、企業会計7,050万を計上いたしました。

次に、3つ目の柱であります「健康・福祉」について申し上げます。

子ども・子育て支援については、「郡上っ子応援宣言」の目的である「日本一住みたいまち、子育てしやすいまち」の実現を目指し、公共施設や民間店舗に授乳やおむつ交換スペースを備えた「赤ちゃんの駅」のモデル施設を整備します。また、数多くの子育て支援情報を広く市内外に発信するための専用ウェブサイトを立ち上げます。

幼児・病後児保育につきましては、郡上市民病院に加え、昨年の秋から国保白鳥病院内にも開設しておりますけれども、その利用料について、3子以上の児童を扶養する多子世帯、子どもの多い世帯、多子世帯を無料化します。また、放課後児童クラブについては、現在市内8カ所で運営をいたしておりますが、利用者の増加に伴い、白鳥及び大和地域においては、校区を分けたクラブを夏休みの期間中開設するとともに、放課後児童支援員の資格取得に要する研修受講料及び交通費の助成制度を新設いたします。

子ども・子育て支援新制度に対応するため、私立の保育園が認定こども園へ移行するための新し

い園舎の整備に係る建設費用を補助するほか、多子世帯及びひとり親家庭の保育料の無料化を拡大いたします。

高齢者福祉については、平成29年4月から始まる「介護予防・日常生活支援総合事業」に向けて、ミニデイサービスのモデル実施や高齢者生活支援サポーターの養成など、サービスの担い手確保を進めてまいります。また、深刻な介護人材不足対策として、新たに「介護職員確保対策事業」に取り組みます。

認知症対策につきましては、市民の皆さんに認知症への理解を深めていただくため、認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症の方の家族等を支援するための認知症カフェを定期開設いたします。また、ひとり暮らし高齢者や介護の必要な方が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、事業所との見守り連携協定の拡大など、地域における見守り体制や医療・介護など多職種連携による地域包括ケア体制を強化いたします。

郡上偕楽園については、昨年実施した浸水被害調査等を踏まえ、今後における望ましい施設整備のあり方を、アドバイザーの指導・助言のもとに市民協働で検討する検討会議を立ち上げます。

障害福祉については、障がいのある方やその家族の生活、そして活躍の土台となる地域の力を醸成するため、NPO法人等関係団体との連携を強化いたします。また、本年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、差別の解消に向けた地域づくりに努めます。

地域福祉については、「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち郡上」を目指し、市民や団体等との協働による「郡上市地域福祉計画」を策定します。また、引き続き臨時福祉給付金を給付するほか、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者や障がい者等を対象とした年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付を新たに実施いたします。

健康づくりについては、生活習慣病を予防するための特定健診・特定保健指導や各種がん検診の受診を習慣化するための取り組みを、市民協働のもとに進めます。健康な心と身体を維持するためには、日ごろからの規則正しい食習慣が大切であることから、平成27年度策定の「第2次郡上市食育推進基本計画」に基づき、部局を越えた連携や市民の自主活動を支援しながら、みんなつくる郡上の食育を推進いたします。また、自殺予防については、「後期郡上市いのち支え合い（自殺対策）行動計画」に基づき、関係機関はもとより、地元企業や関係団体等との相互連携による有効な取り組みを継続してまいります。

公立2病院では、医療サービスを安定的に提供するため、計画的な医療機器の整備・更新や医療従事者の確保対策を進めるとともに、民間医療機関との連携や人材育成など、地域医療体制の強化に努めます。また、機能別の医療需要や必要病床数が示される地域医療構想と整合した新公立病院改革プランを策定いたします。

なお、国保白鳥病院を基幹病院として、平成27年4月に立ち上げました県北西部地域医療センターでは、広域連携による持続可能な地域医療体制の確立を目指すとともに、昨年12月に稼働した診療所群の電子カルテシステムによる診療情報や画像データを公立病院と共有するネットワークの高度化に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険については、平成30年度の国保の広域化に向け、国と地方の国保基盤強化協議会において、現在、具体的な議論が進められております。本市においては、被保険者の減少や所得水準も横ばいの状況にあることから、保険税収入は減少傾向にあります。一方、高齢化の進行や医療の高度化により1人当たりの医療費が伸びていることから、引き続き一般会計から保険税負担軽減分として3,500万円を繰り入れるとともに、基金から同額の3,500万円を取り崩して国保財政の健全化に努めてまいります。

以上、「健康・福祉」の施策に136億1,084万円、その内訳は一般会計35億2,046万円、特別会計98億7,043万円、企業会計2億1,995万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱であります「教育・文化・人づくり」についてであります。

郡上市の教育は、平成26年度から平成30年度までを実施期間とする「郡上市教育振興基本計画」に基づき、具体的施策によって充実を図ります。なお、平成27年4月1日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の実情に応じた「郡上市教育大綱」を策定したことから、その基本理念等を踏まえ、さらに市長部局と教育委員会とが連携して教育の振興に努めます。

まず、学校教育については、引き続き子どもたちの生きる力を高め、郡上市の未来を築いていく「郡上人」を育てる教育を推進します。確かな学力を身につけるため、少人数による授業の工夫や基礎・基本を大切にした「郡上市版教科スタンダード」の作成を進めるとともに、全学校に学校図書館司書を配置し、読書指導の充実を図ります。また、「子どものための郡上学」に力をいれ、自然体験や伝統芸能、郷土歴史学習、郷土の食文化の体験など、体験を通したふるさと学習の充実を図ります。加えて、広い視野からふるさとを学ぶため、中学生による東京都港区との交流活動や、ALT、すなわち外国語指導助手と中高生の皆さんが英語で過ごす一日「オールイングリッシュデー」、こうした事業を継続いたします。

このほか、不登校や発達障がいに対応するための教員研修を充実させるとともに、「郡上市版命のカリキュラム」をもとに、子どもたちが自他の命を大切にできる教育を進めてまいります。

学校施設整備については、現在進めております小川小学校校舎棟建設工事が完成をいたしますと、目標としておりました平成27年度中に、市内全小中学校施設の耐震化が完了いたします。なお、平成28年度は、小川小学校の旧校舎解体及びグラウンド等外構の整備工事を実施いたします。

就学支援については、経済的理由によって就学が困難な高校生や大学生等のため、引き続き無利

子の奨学金貸し付け及び教育ローン利子補給を実施いたします。

社会教育については、公民館において各種行事や公民館講座を開催し、地域コミュニティーの向上に努めるとともに、公民館活動をPRするため、「公民館まつり」を開催します。また、女性の会や青年団が衰退しているという課題に対応するため、昨年に引き続き、女性または青年が集まって活動することに対する支援を行います。

文化活動充実のため、NHK学園との共催による短歌並びに俳句大会を開催するほか、「短歌道場」「ジュニア短歌育成事業」や「歌となる言葉とかたち展」「円空のこころ子どもの造形大賞事業」など地域文化の継承活動等を展開します。なお、隔年開催の「青少年郷土芸能フェスティバル」については、第3回目を開催いたします。

伝建関連事業については、建造物の修理・修景事業を行うとともに、防災計画に基づき、防火水槽や景観に配慮した消火栓を設置し、防災対策を進めます。

文化施設整備については、古文書や歴史資料、文化財・重要美術工芸品等を収蔵・保存し、資料の解説や調査研究及び一般の閲覧利用に供する、仮称でございますが、郡上市歴史資料・文化財収蔵施設の整備を進めます。また、この施設を拠点として市史編さん事業を進めるため、資料の収集、調査を継続いたします。

郡上学講座については、歴史・文化分野における学習機会の提供を目的とした講座を初め、市内各地域公民館を中心に地域資源を生かした「郡上学地域講座」、市役所の若手職員で構成する委員会において企画・運営を行う「テーマ設定講座」を開催いたします。また、「郡上かるた大会」を継続開催するほか、平成27年度の中学生ふれあい懇談会において提案のあった「郡上かるた探訪ラリー」を具現化し、市民の皆さんが郡上市の魅力に直接触れることができる機会を創出するなど、「郡上かるた」を活用した新たな取り組みをスタートさせます。

読書活動については、「第2次子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業、家読（うちどく）——家で読むと、読書すると書きますが——家読等を推進いたします。

また、世界農業遺産認定関連事業として、平成27年度に市民の皆さんのお力で実施された「中高校生鮎の友釣り大会」を若者による伝統漁法継承事業として支援するとともに、小学生を対象とした長良川の水質やアユの生体を学ぶ講座の開催や、長良川のアユ漁に係る伝統工芸の技術記録作成にも取り組んでまいります。

次に、スポーツ振興については、多くの皆さんがスポーツに親しんでもらえるよう「1市民1スポーツ」を基本目標に、ノルディックウォークなどのように気軽に取り組み、親しみやすいスポーツ種目の研究や普及活動を推進します。また、9月には「第70回全国レクリエーション大会 in 岐阜」の郡上会場として、日本民踊——この民踊は踊るほうの民踊でございますが、日本民踊、ディスクゴルフ、グラウンドゴルフが開催されることから、全国からの参加者と市民との交流を図りま



す。

スポーツによる地域づくりでは、「2020年郡上市スポーツ・ツーリズム」と位置づけて、2018韓国平昌冬季オリンピック、2019ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックなど、全国・世界レベルの大会に向けた合宿誘致活動などを推進します。また、「常陸宮賜杯第67回中部日本スキー大会」の開催や「平成29年度全国高等学校総合体育大会スキー大会（クロスカントリー競技）」に向けた準備を進めます。このほか、市に誘致をした大会として、「第35回J S B A全日本スノーボード選手権大会」「P S Aアジアチャンピオンシップ i n 郡上」「第7回全日本女子相撲郡上大会」が開催をされます。

郡上市の特色あるスポーツとして、スキーやスノーボード、剣道、相撲を強化種目に位置づけ、組織の強化と郡上市スポーツアドバイザーを活用した競技力の向上を目指すとともに、少年スポーツにおける指導者の育成に努めます。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に7億7,862万円、内訳は一般会計7億4,622万円、特別会計3,240万円を計上いたしました。

次に、5つ目の柱であります「自治・まちづくり」についてであります。

郡上市住民自治基本条例の基本理念である、市民がまちづくりの主役として活躍できる郡上市の実現を目指し、市民みずからが地域の課題を解決する活動に対する支援に加え、まちづくりアドバイザー派遣制度による自治会等が行う地域活動への人的支援を行ってまいります。

市民協働については、引き続き運営委員会に運営を委託する「市民協働センター」が、NPO団体及び市民活動団体で構成する「郡上市市民活動団体連絡協議会」の事務局も担いながら、さまざまな活動団体の情報交流の場、協働と創造の場としての活動を行ってまいります。さらには、市民協働の啓発、研修の場として「まちづくりフェスティバル」を開催し、地域課題に係る解決策のアイデアを提案いただく「GOOD郡上プロジェクトコンテスト」や地域づくり講演会を実施しながら、市民協働の輪を広げてまいります。また、引き続き「夢づくり・まちづくりプロモーション事業」を実施し、郡上ケーブルテレビを活用したまちづくり活動の紹介やイベントカレンダー告知システムの本格運用を行います。

平成27年8月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を目指す「女性活躍推進法」が成立をいたしました。本市においても、男女が互いに認め合い、ともにその個性と能力が発揮できる郡上市の実現を目指した「第2次郡上市男女共同参画プラン」に基づき、女性の社会参画に向けた取り組みを進めます。

交流・移住推進事業については、これまでの取り組みにより着実な成果が上がっていることから、引き続き事業の運営を交流・移住推進協議会へ委託をし、情報発信や窓口相談などの交流・移住事業に取り組めます。また、「郡上に帰ろう！応援事業」や「空き家バンク登録推進事業」を新設し、

Uターン者の増加や空き家バンクの登録件数の増加を図るとともに、「過疎地域等空き家活用推進事業」により移住者の定住促進と空き家の利活用を推進します。このほか、「インストラクター等養成スクール準備事業」として、職業訓練校の開設の検討等を進め、郡上市への交流・移住・定住人口の増加に努めます。

さらに、より多くの交流人口・移住者を呼び込むことを目的として、「関・美濃・郡上「長良川と暮らす」移住定住促進事業」を実施することとしており、3市の連携による積極的な事業展開を図ってまいります。

地域おこし協力隊については、隊員を9人から11人に増員し、集落支援や地域振興に向けた体制を強化します。

国内の都市交流については、平成27年度に創設しました友好都市市民交流推進事業補助金を有効に活用し、産業・文化・スポーツ等、多方面にわたる友好都市との市民間の交流の活性化を支援します。なお、三重県志摩市とは、引き続き職員1名の人事交流を行います。

市の広報誌「広報郡上」については、さらに読みやすい紙面づくりへの工夫を重ねるとともに、若い世代のうちから市政に関心を持ってもらえるよう、新たに中学校、高校に広報誌を配置するなど、配置場所を拡大します。

間近に迫ってまいりました2017年には「白山開山1300年」を迎えることから、白山文化の里である白鳥地域を中心として記念事業の準備を進めるとともに、白山開山1300年を広く周知し機運を盛り上げるためのイベント等を開催いたします。

以上、「自治・まちづくり」の施策に1億5,708万円——一般会計同額でございますが——を計上いたしました。

次に、6つ目の柱であります「地域振興」についてであります。

「第2次郡上市総合計画」の前期基本計画に基づき、本庁、振興事務所、地域協議会や関係団体等が連携して個性あふれる取り組みを進めてまいります。そのため、引き続き振興事務所長の裁量において地域振興推進事業を実施し、地域固有の資源、文化等を生かした魅力ある地域づくりを目指します。また、元気なまちづくりを推進するため、魅力ある地域づくり推進事業補助金により、自治会、市民活動団体等が行う地域づくり活動を支援いたします。各地域協議会においては、地域課題の整理やそれに対応する取り組みを行っていただいております、引き続き活動に対する支援を行ってまいります。

最後に、7つ目の柱であります「行財政運営」について申し上げます。

今後も、厳しい財政状況が続くものと見込まれるため、計画期間の4年目を迎える「第2次行政改革大綱」に基づく取り組みを着実に実施し、身の丈に合った行財政の確立を目指します。

特に、全国的に課題となっております公の施設等の老朽化への対応については、平成27年度から

取り組んでおります「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の再配置や長寿命化等の方針を示してまいります。斎場については、公共施設等総合管理計画の一環として、将来、郡上市の北部、南部の2拠点化を目指しているところではありますが、郡上市火葬場整備基本計画に基づき、現在の白鳥斎場を、仮称ではありますが、郡上市北部斎場として、平成30年度の供用開始に向けて建てかえを行うため、既設斎場の取り壊し及び敷地の造成、建屋の建築に着手いたします。

財政面ではありますが、歳入面においては、自主財源確保ため、適正かつ公平な課税に心がけるとともに、滞納税額の削減に一層努力します。また、歳出面では、経常的経費の抑制など可能な限りの経費削減にさらに取り組みます。

職員給与費については、定員適正化計画の着実な取り組み等により、全会計で1億5,177万円、一般会計では1億4,129万円の減額となりました。職員の給与については、民間給与や国家公務員給与との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務級の原則を踏まえ適切に措置するとともに、人件費の抑制に影響を及ぼす定員適正化については、定年退職者の再任用制度により、経験豊富な職員の能力を積極的に活用しつつ、適切な新規採用枠の設定により、職員の年齢構成の計画的な平準化を目指してまいります。

一般会計における公債費では、「公債費負担適正化計画」に基づく、これまでの地方債の借入額抑制や繰り上げ償還により、元利償還金は48億2,388万円で、平成27年度からは3億6,038万円の減となっております。また、実質公債費比率が平成26年度決算をもって15.0%となり、着実に財政健全化への取り組み効果があらわれております。平成28年度末の一般会計の市債残高見込みは356億2,976万円となり、平成27年度末に対して11億5,457万円の減額となる見込みであります。これらの「行財政運営」の施策に対しまして5億4,221万円、一般会計同額を計上いたしました。

以上、新年度当初予算案の編成方針並びに諸施策の概要を述べさせていただきました。行政改革大綱に基づく財政運営の健全化等に努めながら、市が直面する多くの課題の克服と市民サービスのさらなる向上に向け、これらの施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様並びに市民の皆様の市政全般に対するなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは最後に、議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案をしました議案等は合計68件で、その内容は、専決処分の承認が1件、人事案件が2件、条例の制定、または一部改正に関するものが15件、一部事務組合——これは中濃農業地域共済事務の組合でございますが、組合格約の一部改正が1件、平成27年度補正予算関係が14件、平成28年度当初予算関係が23件、指定管理者の指定に関するものは5件、その他7件であります。

まず初めに、議案第1号は、昨年7月の国庫金の納付遅延に伴い、不納付加算税等を課せられた事案に関し、市政の責任者という立場において、市長及び副市長の給料の額を減額するため、平成

27年12月22日付で専決処分した市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、その承認を求めるものであります。

このことにつきましては、議会の皆様、市民の皆様に変な御迷惑をおかけをいたしましたことを深くおわびを申し上げます。今後、二度とこのようなことのないよう再発防止に努めてまいります。

次に、議案第2号は、郡上市公平委員会委員の選任について、議案第3号は、郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任について、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

議案第4号は、郡上市行政不服審査法施行条例の制定についてであります。行政不服審査法の全部改正及び同施行令の公布に伴い、市が新たに設置する行政不服審査会に係る所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第5号は、郡上市情報公開条例等の一部改正についてであります。行政不服審査法の全部改正及び同法施行令の公布に伴い、郡上市情報公開条例外4条例について、「不服申し立て」を「審査請求」に改める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第6号は、郡上市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。前議案と同じく行政不服審査法の全部改正及び同法施行令の公布に伴い、審査申出書に記載すべき事項を加える等所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第7号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。法令の改正等に伴い、新たに設置する農地利用最適化推進委員等の報酬及び費用弁償に関する規定を加えようとするものであります。

議案第8号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止することに伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第9号は、郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてであります。地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することについて、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第10号は、郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴い、引用条項を改める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第11号は、郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、地方公務員災害補償法による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による

障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改めるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第12号は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。平成27年人事院勧告に基づき職員の給与の適正化を図るため、給料表及び期末勤勉手当の引き上げ改定等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第13号は、郡上市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を改めようとするものであります。

議案第14号は、郡上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、公表事項の追加を行うなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第15号は、郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部改正についてであります。八幡町野々倉地区において整備した移動通信用無線基地局を、この条例に加えようとするものであります。

議案第16号は、郡上市火災予防条例の一部改正についてであります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令——大変長い名前の省令であります——この省令の公布に伴い、グリドルつきこんろ等と可燃物等の離隔距離の基準を定めるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第17号は、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。議案第11号と同じく地方公務員災害補償法施行令の一部を改正をする政令の施行に伴い、消防団員等公務災害補償制度による年金たる損害補償給付のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改めるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第18号は、郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてであります。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布による農業委員会委員の公選制の廃止及び農地利用最適化推進委員の新設に伴い、議会の同意を得て任命する農業委員会委員及び農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数等を定めようとするものであります。

議案第19号は、中濃地域農業共済事務組合同規約の一部改正についてであります。郡上支所の移転及び可茂支所の廃止に伴い、事務所の住所表記を改めようとするものであります。

続きまして、議案第20号から第33号までは、平成27年度郡上市一般会計を初め、全部で14会計における予算の補正をお願いするものであります。詳細な内容については、追って各部長等から説明を申し上げます。

次に、議案第34号から第56号までは、平成28年度郡上市一般会計を初めとして、郡上市病院事業会計に至るまでの合計23会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針等の説明で考え

方を申しあげましたので、ここでは、それぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細に説明を申しあげ、御審議をお願い申し上げます。

議案第57号から第61号までは、郡上ケーブルテレビネットワーク施設を初め、8施設における指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号は、第2次郡上市総合計画の基本構想についてであります。平成26年に制定した郡上市住民自治基本条例の規定に基づき、今回策定をいたしました本計画の基本構想の部分につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。市内の4つの辺地計画における新規事業の追加及び事業費の変更につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号から議案第66号までは、財産の無償譲渡についてであります。施設等の有効活用及び自治組織の活性化を図るため、地区集会所の用に供する建物またはその他の土地を地元自治会に無償で譲渡することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号は、第75号阿多岐川災害復旧工事に係る請負変更契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る1件の専決処分の報告があります。議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、最後に、ここでこの場をお借りをいたしまして議会並びに市民の皆様に御報告を申し上げます。

鈴木俊幸副市長におかれましては、昨年9月に急な病に倒れられ、今日なお入院加療中であります。ことしに入って1月末に、御家族から、職場復帰は困難との理由で退任をさせてほしい旨の意向が書面をもって伝えられました。医師の診断も、鈴木さんの任期中の4月いっぱいには入院加療が必要というものでありました。まことに断腸の思いではありましたが、去る2月15日付をもって退任の手続きをとらせていただきました。

鈴木さんは、昭和51年に旧明方村役場に奉職をされまして、32年間、旧明方村、明宝村、郡上市と、行政職員として活躍をされました。また、平成20年5月からは2期、約8年間にわたり、副市長として、補佐役として、立派にその職責を果たしていただきました。持ち前の明るい人柄で職員にも慕われ、また副市長としてのその功績はまことに大きなものがあり、私としては感謝と敬意の気持ちでいっぱいあります。退任に当たりましては、特別感謝状を贈呈をさせていただきました。今後は、一日も早い回復を祈りながら、以上のことを、議会の皆様、市民の皆様にも御報告をさせていただきますたく一言申し添えさせていただきます。

以上をもちまして、御挨拶並びに予算編成方針、議案等の提案説明といたします。平成28年2月22日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 日置市長、ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前11時06分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

#### ◎議案第1号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第1号につきまして御説明をさせていただきます。

専決処分した事件の承認について（市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月22日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

専決処分の内容につきましては、1枚おめくりをいただきますと改正点の本文がございますが、その次、もう1枚めくっていただきますと新旧対照表でございます。

附則におきまして、市長、副市長それぞれ月額の特例措置ということで、最後の市長におきましては4項に「平成28年1月1日から平成28年2月29日までの間における市長の給料月額は、第1条の規定にかかわらず同様の規定により支給することとなる額から37万5,000円を減じた額とする」と、これをつけ加えたものでございます。

副市長の給料の月額の特例措置につきましては、この6項におきまして「平成28年1月1日から平成28年1月31日までの間における副市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず同様の規定により支給することとなる額から25万円を減じた額とする」ということでございます。

もう1枚おめくりをいただきますと改正内容の詳細ですけれども、市長におきましては、本来の給料月額はこの82万9,000円ですけれども、附則による給料月額ですね、それから特例条例によりまして10%の減額がされておりまして、現在は73万5,300円でございます。今回の減額措置によりまして減額後の支給額は36万300円ということでございます。市長につきましては、1月分、2月分、2カ月でございまして、合計75万円の減額となります。

次に、副市長でございますけれども、本来の66万4,000円の給料月額に対しまして、それぞれ附則による減額と、それから特例条例によります5%の減額の措置がありますので62万1,300円の改正前の支給でございますが、この専決によりまして、1月分だけですけれども、1回25万円を減額し、37万1,300円とするということでございます。

この件につきましては、既に逐一経過を御報告してきたところではありますけれども、平成27年6月支払い分の郡上市役所源泉所得税及び復興特別所得税の納付遅延に伴う延滞税、加算税の賦課の納付でございます。本来でありますと、平成27年7月10日を法定の期限とされておりましたこの2つの国税につきまして、合計では源泉徴収税額が6,816万2,167円でございます。金融機関への送致しました書類に一部不備があると御連絡を受けて、双方の確認事務に錯誤がございまして、結果として、土日を挟んで月曜日7月13日の納付となったものでございまして、このことにつきまして不納付加算税が340万8,000円、それから延滞税として1万5,600円、合計で342万3,600円の賦課がされたということでございます。

郡上市といたしましては、この間、それまでにお支払いをするということにつきましての 절차를済ましていたということと、当然にお支払いをする意思があつてその手続きをしたということでございまして、税務署に対しましての異議申し立て等も行ってきたわけでありまして、種々説明を行ってきたわけでありまして、12月15日付で税務署長より、この棄却をする異議決定書が届いたわけでございます。これを受けまして、12月22日、ただいまの専決処分を行い、12月25日に指定されました不納付加算税及び延滞税を納付したとこういうことでございます。

冒頭、市長からの御説明あるいはおわびの言葉がございました、今後、二度とこうういふ事態に立ち入らないように、今後の事故防止対策としましては、十分今回の事例を踏まえて対策を講じたところでございます。おわびを申し上げて、専決処分につきましての御報告とさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よつて、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第1号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程5、議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 議案第2号 郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市高鷲町大鷲891番地の2、野村重隆様でございます。生年月日はごらんのとおりです。

公平委員会の委員につきましては、発足当初から委員の選任につきまして申し合わせと申しますか、ありまして、各旧町村の地域の順番という形で、委員は3名ございます。それから、1委員の任期は4年ということでございまして、今般、1名の大和の御出身の委員の任期満了によりまして、高鷲地域からの委員選任というふうな検討を行ってきたところでございます。

野村重隆様につきましては、長年、高鷲村農業協同組合でお働きになられまして、平成19年からはめぐみの農協おくみの部長として農業の振興に大変御尽力になられた方でございます。同時にまた、大勢の職員の管理監督に当たられた経験をお持ちでございます。その後、郡上市自治会連合会高鷲支部長等もお務めございまして、さまざまな御経験を有しておられるということで、今般、選任をしたいということで同意を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第2号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程6、議案第3号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 議案第3号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

郡上市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

今回、この固定資産評価審査委員会の委員、全3名でございます。3名の方が全員任期を迎えられるということでございます。任期満了は4月29日でございます、次の任期は28年4月30日から平成31年4月29日までの3年間ということでございます。

これまでの3名の方のうち、お一人が退任を辞意を強く申し出られたということでございまして、今回3名のうちの2名が引き続いての再任ということでございまして、一番下の舞箴さんが新任でございます。

それでは、住所から申し上げます。郡上市八幡町殿町139番地、青木正男さんでございます。青木さんにつきましては、既にこれまでに3期、この委員をお務めでございます。本職につきましては、土地家屋調査士、そして行政書士の事務所をやっておられる方でございます。今回4期目で、再任ということでお願いをしたいと考えております。

次の郡上市美並町高砂247番地、可児時廣さんでございます。可児さんにつきましては、平成25年4月から1期お務めをいただいておりますので、2期目の再任でございます。もともと美並村役場、あるいは市の職員として公務に携わってきたものでございますけれども、平成17年からは税務課主幹、あるいは平成20年からは税務課長を経験しております。職の最後のほうでは美並の地域

教育事務所の教育課長等を担ってきたものでございます。今回2期目の再任ということで選任をさせていただきたいと考えております。

もう一人の方につきましては白鳥の方で委員があったわけですが、どうしてもこの機に満期で辞退をしたいということでございましたので、北部地区で、そして男女共同参画の観点から女性でということで人選を進めてまいりました。高鷲町鮎立3279番地の1、舞箴ひとみさんでございます。大学では法学を修められまして、一時、高鷲村役場にもお勤めございまして、以降、平成元年からは司法書士事務所にお勤めございまして専門的知識をお持ちだと、こういうふうにして今回の委員の選任をお願いをしたいということでございます。

以上、3名の方の委員の選任同意につきまして、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第3号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号から議案第18号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程7、議案第4号 郡上市行政不服審査法施行条例の制定についてから、日程21、議案第18号 郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてまでの15議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 私のほうからは、議案4号から9号までの総務部所管のものについて説

明をさせていただきます。

議案第4号 郡上市行政不服審査法施行条例の制定について。

郡上市行政不服審査法施行条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけど、行政不服審査法の全部改正及び同施行令の公布に伴い、市が新たに設置する行政不服審査会等に係る所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

行政不服制度といいますのは、行政処分に対して不服があるときに不服を申し出る制度でございますけど、現行は国の法に基づいて行っておりますけど、今回、新たに全部改正が行われました。それに基づきまして、郡上市においても行政不服審査会という第三者機関を設置し、その運営をするために今回新たに制定するものというものでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

1枚めくっていただきますと、条例の本文がございます。説明におきましては、次でございます議案第4号資料というものがございますので、それに基づきまして説明させていただきます。

まず、今回の行政不服法の全部改正の内容でございますけど、3点ございます。平成26年6月13日に法が全部改正されまして、不服申立ての制度について構造の見直し、それから公正性の向上、使いやすさの向上など3点に主観を置いて改正がなされました。

1点目の不服申立ての構造の見直しでございますけど、不服申立てをする手続につきまして、現行制度では上級行政庁がない——郡上市の場合はないものに当たりますけど——まず郡上市のほうに異議申立てを行うということになっております。この場合におきましては、郡上市において説明の機会を与えるとか、そういうことなしに採決がされるものでございます。

上級庁のある場合は、その後、その上で審査請求がなされるという制度になっておりまして、今は二本立てで公布の構造となっております。今回、この改正法につきましては、「異議申立て」を廃止しまして「審査請求」に一元化するということが1点目でございます。

2点目は公正性の向上ということで、審理員制度の導入ということになっております。現在では審理員というのはございませんで、行政庁が独自に裁定を下しておりますけど、今回新たに審理員というものを設けまして、請求人と処分庁の公正の主張を聞いて審理するというものを設置する、導入させていただきます。それから、2点目としましては、第三者機関への諮問の手続の新設ということで、審査庁の判断の妥当性を判定するために、第三者機関——郡上市の行政不服審査会というものですけど——を設けまして、そこでチェックをするということでございます。

3点目が使いやすさの向上ということでございまして、審査請求期間を、処分を下されてから3カ月までに延期をされました。現行は60日でございますけど、それが3カ月になったということ。それから、2点目としましては、迅速性の確保ということで、審理期間を設定するとか、あるいは

事前にそういった調査手続をすると、そういったことの導入も今回図られておるところでございます。

1枚めくっていただきまして、郡上市の場合における今回の改正についてのどうなるかというところの流れがここに書いてございます。

改正前でございますけど、まず、行政側ですから、郡上市のほうから市民に対して行政処分を、まずいたしたとします。それに対して市民の方が不服がある場合は、異議申し立てというものをすることになります。これに対しまして、処分庁である郡上市で、そのことについて審理をし、決定または裁定ということを下しまして、市民のほうへ裁定を下すところといった流れになっております。

これが、今回の改正によりましてでございますけど、右側でございます、一番下のところでございますけど、処分担当課が、まず行政処分をいたします。それに対して、市民は審査請求人となりまして審査請求を審理員のほうにすることになります。ここは担当部局は総務部の総務課ということで扱っておりますけど、審理員に審査請求をするということになりまして、その請求を受けまして、総務課のほうでは審理員の方を任命しまして、その審理員の方が請求人あるいは担当処分課に事情聴取をしまして、そのことにつきまして審理をし、その結果を意見書をつけまして第三者機関である行政不服審査会のほうに諮問をいたします。行政不服審査会におきましては、改めてその意見書、この件に関して検討をいたしまして、それに対する答申をいたしております。それを受けまして、郡上市のほうは、審理員について、決裁をつけて請求人にするということになりまして、今回、郡上市のところにおきましても、審理員による審理、それから第三者機関によるその内容の審査等によりまして公平性を確保して、行政不服の申立ての制度を運用していくということになっております。

続きまして、今回でございますけど、5ページを見ていただきますと、今回の条例の解説と、条項解説ということでございますけど、第1条におきましては、今回の条例の趣旨ということでございますけど、行政不服審査会の組織及び運営に、その他施行について必要な事項を定めるとして、趣旨が1条では書かれております。

2条におきましては、行政不服審査会を設置する旨がありまして、常設するというところでございます。

3条におきましては、所掌事務ということでございまして、ここの所掌事務でございますので、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議、その他法の規定により、その権限に属された事項を処理するというようになっております。

4条につきましては、組織ということで、審査会は委員5人以内をもって組織するというようになっております。ここにつきましては、審査会につきましては、郡上市情報公開・個人情報保護審査会委員がこれと同等のような審査をしておるということでございますので、兼務をしていただき

たいということで、5人を新たに指定したいというふうに考えておるところでございます。

5条でございますけど、委員でございますけど、委員につきましては、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に関してすぐれた見識を有する者から市長が委嘱するということになっておりまして、任期が2年等について書いておりますし、保守義務についてもここでうたっております。

6条につきましては、会長ということで、会長を互選により選任するというところでございます。

7条につきましては、会議。会議につきましては、会長が招集し議長となる旨が書かれておりますし、2項では、過半数の出席がなければ会議を開くことができない旨が書かれております。3項におきましては、過半数をもっての可決についてということが書いてございます。4項につきましては、公開、非公開についてのものがございます。

8条につきましては、除斥ということで、委員は自己の利害に係る議事に参与することができないということで、除斥事項についての規定でございます。

第9条でございますけど、審理員の秘密の保守と、保守義務について書かれてございます。

第10条は、庶務ということで、総務課において処理するというところでございます。

11条につきましては、委任ということで、会長が審査会に諮って必要な事項を定めるということが書かれてございます。

12条は、保守義務に対する罰則規定ということで、秘密を漏らした場合は1年間の懲役または50万円の罰金ということを規定しております。

附則につきましては、この28年4月1日から施行ということになっていきますので、よろしく願いしたいと思います。

4号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第5号 郡上市情報公開条例等の一部を改正する条例について。

郡上市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、行政不服審査法の全部改正及び同施行令の公布に伴い、関係条例の所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするというものでございます。

1枚めくっていただきますと本文がございまして、その後に新旧対照表がございまして、そのほかに5号説明資料というものがございまして、まず5号説明資料から説明をさせていただきたいと思います。

今回の一部改正につきましても、行政不服法の全部改正に伴って関連する条例についての整備ということでございまして、郡上市情報公開条例、それから郡上市個人情報保護条例、郡上市情報公開・個人情報保護審査会条例、郡上市行政手続条例、郡上市手数料条例の5つにつきましても一部

改正を行うというものでございます。

まず、条例改正の概要としまして、情報公開条例の一部改正につきましては、1点目としましては、審理員による審理手続の適用除外ということをうたっております。

本市においては、情報公開条例に基づきまして、公開決定等に係る審査請求のあった場合は、第三者機関である郡上市情報公開・個人情報保護審査会への諮問、答申を経た上で決裁を行っているということで、情報公開請求につきましては、既に第三者機関があるということで、行政不服審査法に基づく審査会制度については適用除外にするというものをうたったものでございます。

2点目としましては、不作為に対する審査請求を諮問対象に追加ということでございます。不作為というのは、情報公開の請求があった場合に、市がそれを積極的に関与しないと申すか、放置しておいたところにつきましては不作為というものでございますけど、今回、行政改革法で不作為に対しても審査の対象とするということが明記されましたので、今回それに伴いまして、不作為に対しても審査請求が可能になったということ、それから情報開示に基づく公開請求に係る不作為については、審査会に諮問する旨を規定するというものでございます。

それから、3点目としましては、その他行政不服審査法の改正に伴う所要の改正ということで、引用規定の、これは法の番号の改正とかずれ、あるいは「不服申立て」を「審査請求」に変更する等の所要の修正の改正がございます。その他としましては、字句の整理というものでございます。

2ページ目でございますけど、個人情報保護条例の一部改正でございますけど、これにつきましては、今ほど説明しました情報公開条例と同じようなもので、1号から3号までについては同じものの改正ということになっております。

それから、3条についての情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、1点目としましては、言い方の修正ということで、「不服申立て」を「審査請求」にする、「不服申立人」を「審査請求人」に改めると、そういった修正でございます。

第4条につきましては、郡上市行政手続条例の一部改正ということでございまして、これにつきましても、文言の修正あるいは字句の修正等がございます。

それから、5条の郡上市手続条例の一部改正ということでございますけど、今回の行政不服審査法に基づきまして写し等を提出してもらうときの規定がございまして、その折には交付手数料を払っていただくということになっておりまして、その分についての文言の追加ということで、改正法において、審理員が提出書類等の写し等を交付する際の手数料等について、徴収及び実費の範囲内の額を条例で定めることを規定するための所要の改正ということになっております。あわせて、交付手数料の減額または免除についても併記するというものでございます。この手数料の金額につきましては行政不服審査法施行令に規定された手数料と同じ額というものでございます。施行期日につきましては28年4月1日ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それに基づきまして、本表のほうの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

目次の1章から6章につきまして、まず波線が棒線のほうに修正されております。

あるいは、3章においては、「不服申立て」が「審査請求」という字句の修正がございます。それから、3条につきましては、「すべて」というのが漢字のほうに字句の修正がされています。

それから、1枚めくって2ページでございますけど、13条におきましても字句の訂正でございます。

それから、3章のところでございますね、これにつきましても「不服申立て」が「審査請求」というふうに変わっています。

それから、19条でございますけど、審査会への諮問等というところにつきましては、ここには先ほど申しました「不作為についても審査対象にする」という文言が追加されておりますし、次のところは引用条文の改正ということになっております。以降につきましては、字句の修正等でございます。1号につきましても字句の修正。2号でございますけど、ここにつきましては不服申立てでなく、不作為の場合も含むとするという表現をするために、この表現の言い方を変えております。ですので、旧のところでは、「不服申立てに係る」という表現でございますけど、今回は「審査請求の全部を容認する」ということにもちまして、不服申立て、あるいは不作為の場合に対する申請についても認めるという表現の変更でございます。それから、2項につきましては、不服申立ての字句の修正等でございます。それから、3項につきましては、これは審理員制度の適用除外という旨の追加の規定でございます。

それから、20条につきましては字句の修正、20の1号、2号につきましても字句の修正ということになってますし、次ページの3号につきましても字句の修正ということになっております。

それから、21条につきましても字句の修正がございますし、1号、それから2号につきましては、ここにつきましては字句の修正と「公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く」というところが追加になっておりますけど、これは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律というのが一部改正がありましたので、それにあわせて、こういった文言の追加をさせていただいておるところでございます。

続きまして、2条のところでございますけど、2条も同じように章立てのところにつきましては、5節につきましては字句の修正というふうになっております。6ページに行きまして、35節のところは「不服申立て」が「審査請求」ということになっています。

31条につきましても、ここにつきましては、不作為についても諮問対象にするための追加の措置ということ、あるいは引用条文の修正、それから字句の修正ということになっております。1号につきましても字句の修正。2号でございますけど、2号につきまして、不作為も含むとするための表現の変更というものでございます。2項につきましても字句の修正。3項につきましては、審査員制



度の適用除外を定める旨の規定の追加ということになっています。

32条の1号、2号、3号につきましても字句の修正でございます。

33条につきましても字句の修正ということになっております。それから2項につきましても字句の修正。それから、開示請求に係る部分につきましては、先ほど申したような上位法の改正にあわせた規定の追加ということになっております。

それから、3条でございますけど公開条例の一部改正というところで、1条につきましては字句の修正でございます。

それから、6条につきましても字句の修正。それから3項、4項につきましても字句の修正、それから7条につきましても字句の修正、それから8条につきましても字句の修正でございますし、9条についても字句の修正、10条につきましても字句の修正ということになっております。

それから、4条は情報公開条例等の一部改正ということで、3条についても字句の修正でございます。それから、次のほうの13ページについても字句の修正であるということでございます。

それから、情報公開条例等の一部改正で、これは手数料条例でございますけど、5条、これにつきましては、第1条につきましては、行政不服審査法に係る写し等の手数料の交付についての追加する旨の修正でございます。

それから、3条の市長以下につきましては、「行政不服審査法の手数料についての減額や免除規定を含む」ということのものの追加というものでございます。

それから、次のページ、18ページでございますけど、ここのところにおきまして行政不服審査法における事務の規定がありまして、法第38の規定に基づき審理員が行う手続処理等の写しの交付についての手数料が書かれてございまして、一番右のところは10円、カラーで複写された用紙にあっては20円というふうに規定されておりますし、次のところにおきましては、第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写しの交付についても、同じように今回新たに追加をされるというものでございます。

以上が5号の説明というものでございます。

続きまして、議案第6号 郡上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

郡上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、行政不服審査法の全部改正及び同施行令の公布に伴い所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものというものでございまして、この案件につきましても、行政不服審査法の改正に伴うものというものでございます。

今回も、1枚めくっていただきますと本文がございまして、新旧対照表がございまして、そのほかに第6号資料というものがございまして、この第6号資料と、それから新旧対照表を見比べな

から説明をさしていただきたいと思ひます。

4条の第2項、第1号及び第2号の改正でございますけど、申請提出書類に提出すべき事項として地方税法で準用する行政不服審査法第9条第2項の規定に準じて、「または居所」というのを1号のところには追加させていただいております。2号には「審査の申立てに係る処分の内容」というところを追加させていただいております。3号以降は号ずれによるものでございます。

それから、第3項でございますけど、これにつきましては、「または居所」の文言の追加、それから引用条文の改正というものでございます。

それから、第6項につきましては、ここにつきましては、行政不服審査法施行令第3条2項の規定に準じた規定を第6項として追加するというものでございます。これは、「審査申出人は、代表もしくは管理人、総代または代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない」という文言を追加するというものでございます。

それから、第6条の第2項でございますけど、ここは旧ではただし書き以降でございますけど、新ではそのただし書き以降を削除しております、審理の透明性を高めるために、ただし書きについてを削除してもらっておるというものでございます。

それから、4項につきましては、手続の明確化ということでございまして、審査申出人から反論書の提出があった場合の手続として市長へ送付するという旨の明確なものをうたったものでございます。

それから、第10条につきましては、手数料の額を定めたものというものでございます。

それから、第11条につきましては、これは決定書を作成するに当たりまして、記載内容を明確化するものというものでございます。

以上によりまして、施行日は28年4月1日からというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 三島部長、昼からの説明にしたいと思ひますので、お願ひします。

○総務部長（三島哲也君） 以上、ここまで説明させていただきます。

○議長（尾村忠雄君） 議案7号については、昼からの説明でお願いをいたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時59分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時00分)

---

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、議案第7号から説明をさせていただきたいと思います。

議案第7号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。平成28年4月1日以降、新たに設置する委員の規定を追加するため、この条例を定めようとする。

続きまして、1ページめくっていただきまして、新旧対照表に追加委員が書いてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

新旧対照表の新しいほうのところでございますけど、四角く枠で囲ってあるところ、農地利用最適化推進委員、年額18万円の支給が追加されております。その下段の四角いところ、行政不服審査会委員、日額6,000円でございます。それから、その下段のほうへいきまして、白山文化博物館運営委員会委員、日額6,000円ということで、この3委員について新たに追加する条例でございます。

なお、附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。もう1枚めくっていただきまして。旧のところのコミュニティー施設の下段に、上土京集会所、位置づけておりますけど、今回、後ほど出てきます自治会への無償譲渡ということで、設置条例から削除するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するということになっております。

続きまして、議案第9号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。郡上市議会議員に政務活動費を交付するため、この条例を定めようとするものでございます。

資料としまして、議案第9号資料というものについて解説をつけておりますので、こちらのほう

で説明をさしていただきたいと思ひます。

第1条は趣旨でございます。この条例は地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、郡上市議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として議員に対し政務活動費を交付することに関して必要な事項を定めるものとするということで、括弧書きの中に地方自治法の100条の14項から16項がございます。

14項につきましては、地方公共団体は条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派や、または議員に対して政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めなければならないということがうたっております。

15条におきましては、政務活動費の交付を受けた会派や、または議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものということがうたわれております。

16条としまして、議長はその使途の透明性の確保に努めるものと、そういったことがうたわれておりまして、この趣旨に基づき条例を制定するものというものでございます。

第2条は、交付対象としまして、議員の職にある者に対して交付するということになっております。

第3条でございますけど、1項におきましては、4月1日に基準日として、年額12万円を支給するという旨がうたわれております。第2項につきましては、事前交付ということで、5月31日までに交付するということがうたわれております。3項につきましては、年度途中になった者に対する交付の規定等についてうたわれておるところでございます。第4項につきましては、年度途中で議員でなくなった者に対するの規定がうたわれておるところでございます。

第4条でございますけど、政務活動費を充てることができる経費の範囲ということで、この中におきまして活動費の充てられる範囲がうたわれておりまして、調査研究、研修、広報広聴、住民相談、要請、陳情、各種議会への参加等、市政への課題及び市民の意思を把握し市政に反映する活動、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するということがうたわれておるところでございます。

第5条につきましては、収支報告書の提出ということで、収支報告書につきましての提出についての、議長に提出するという旨が定められておるところでございます。2項につきましては、議員でなくなったときの場合についての規定が書かれておるものでございます。

第6条、政務活動費の精算ということで、第1項につきましては、年12万円を一括で事前交付するが、年度終了時において収支報告書を提出を求め、経費対象を控除しても、なお残余がある場合

は、残余を返金するものということがうたわれております。第2項につきましては、年度途中において議員ではなくなった者の規定等々が書かれておるところでございます。

それから、第7条でございますけど、収支報告書の保存及び閲覧ということで、保存期間は他の資料に準じて5年ということがうたわれております。2項におきましては、閲覧できる者の条件ということで、市内に住所を有する者、それから事務所また事業所を有する個人または法人ということになっております。

第8条につきましては、透明性の確保ということで、議長は使途の透明性の確保については透明にするということがうたわれておるところでございます。

9条につきましては、委任ということで、この条例に定めるもののほか政務活動費の交付に関し必要な事項は議長が規則で定めるということで、議会において委任されとるというものでございます。

附則としまして、施行期日、この条例は平成28年4月11日から施行するということでございます。経過措置としまして、28年度にあつては、第3条中4月1日とあるのは4月11日と読みかえるというものになることがうたわれとるものでございます。

それから、別表につきましては、第4条関係といたしまして、政務調査費に充てられる費用についての項目が掲げられております。

なお、下段でございますけど、ここのところについては、会議費、人件費、事務経費については、当該経費の対象とはしないという旨の説明となっております。

なお、この案件につきましては、お手元に配付してございます郡上市特別職員報酬審議会において28年2月12日付で答申がなされておりました、その中におきまして、郡上市議会の議員に交付する政務活動費の額を議員1人当たり年額12万円とすることについて妥当なものと認めるという答申をいただいております。

なお、表紙等につきましては、書かれておるとおりで、こういったところが書かれておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、続きまして市長公室の関係ですけれども、議案第10号から15号まで、続けてお願ひをいたします。

それでは、議案第10号です。郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改正する条例本文がありますが、内容は2点です。

最初の第1条中第24条第6項を第24条第5項に改めると、この件につきましては、地方公務員法の改正で、24条は給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準ということの規定ですけども、この中で、これまでは6項ありましたが、その中の第2項にあります、この件について速やかに達成されなければならないと、この第2項が今回削除されまして、以降繰り上げになりまして、第5項になったということでございます。

それから、第8条の3以降のこのところですけども、学校教育法の一部改正によって、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、新たな学校の種類として規定されたことに伴い、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務ができる職員の範囲に、これを加えるというものであります。

なお、義務教育学校の前期課程が加えられることによりまして、従来、小学校に包括されておりました特別支援学校の小学部についても、明文化をして新たに規定をするものもでございます。

1枚おめくりいただきますと、ただいま申し上げたことの新旧対照表があります。ごらんいただいたとおりでございます。

続きまして、議案第11号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由です。地方公務員災害補償法施行令の一部改正等に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、この件も実は2つありますが、今般のこの施行令の改正に伴うものはこの後段のところでございます。附則で、この調整割合を変更するものでありますが、実はこの上段のところ、第2条第2号を次のように改めるのところ、郡上市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の適用を受けるものと。これ除外規定の中に、1枚めくっていただきますと新旧対照表のほうの9のところ、ここが岐阜県立学校になっているわけですね。ここはいわゆる適用除外のところなんですけれども、市町村立の学校の学校医の公務災害補償につきましては県条例で定めることとされていたわけなんですけれども、平成13年の法改正で、それぞれの地方自治体、市町村で定めることとなりました。

旧八幡町、旧白鳥町では、このときに学校医等の公務災害補償条例を制定しておりますが、本来この時点で県立学校のところを、いわゆる町立ですね、当時でいいますと、そこにすべきものが、

以前の法律によりまして岐阜県立学校というふうな表現になっておりまして、ここのところを、平成13年の法改正に基づいて、本来であれば改正されているべきものであったということが実は判明をいたしましたので、政令に基づく改正にあわせて、今回この改正も盛り込ませていただきました。したがって、ここのところの改正につきましては、「郡上市立の学校の」というふうに改正をさせていただくということになります。

それから、もう一つの下段のほうですけれども、1枚めくっていただきまして傷病補償年金という、この四角書きの中でありまして、議員等が公務中に被災し、年金による補償及び急病補償を受ける際に、同じ事由によって本人が加入する年金制度から障害厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に調整を行うというもので、昨年12月にもこの関係の改正を行いましたけれども、今般、地方公務員災害補償法施行令の改正が1月に発せられましたので、この平成28年4月1日から郡上市においても施行するというので、調整率を改めるものでございます。

以上、議案第11号につきましては、内容2項目入った改正でございます。

続きまして、議案第12号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。平成27年人事院勧告等に基づき、職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと改正の条例がありますが、非常に文字が、あるいは表がたくさん並んでおりまして、また、この20ページを経まして、その次からは新旧対照表ということで非常に文面が長く並んでおりますので、この第1条関係が平成27年の4月1日に遡及適用させるものであって、第2条関係が平成28年の4月1日から施行させるものであるということで、1条、2条の構成なんですけれども、非常に長い、あるいは複雑なところがありますので、資料としてつけております今般の人事院勧告に基づくこの改正につきまして、資料に基づいて、その内容を御説明させていただきたいと思っております。条例の最後のところに資料というのがありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

これは、昨年の夏、8月の勧告でありまして、通常ですと12月議会までに国のほうも整って、中央においてもそうした対応がされるんですけれども、今回につきましては12月を経まして、1月になりましてから国の決定がございましたので、それに伴いまして郡上市におきましても今般の議案の提出となった次第でございます。

また、あわせて今回の補正予算に、この関係の人員費を計上させていただいておりますので、あわせて御審議をいただきたいと思っております。

提案趣旨でございますが、人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正さ

れたことに伴い、職員の給与について国家公務員の例に準じて所要の規定を整備するものでございます。

そのほか、地方公務員法及び行政不服審査法が改正されたことに伴い、所要の規定を整備させていただくというものでございます。

内容です。先ほど申し上げた第1条関係は、昨年の4月1日に遡及をして適用させるということでございまして、初めに初任給、調整手当の改正です。これは、いわゆる医療職給料表1表の適用を受ける職員、医師、あるいは歯科医師のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職という場合に支給される手当でございまして、これの限度額が1,100円増額されるというものでございます。

そして下の段は、こちらは医学、歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ採用における欠員の補充が困難であると認められる職。これ、郡上市では適用がないんですけれども、見ますと医系の技官、あるいは医学の研究をする国家公務員といえますか、そういう場合です。これも一応適用はありませんが、準則に倣って、今回、上限の額を200円上げさせていただくというものでございます。

それから、2つ目が、期末勤勉手当の改正でございます。民間の支給割合に見合うよう期末勤勉手当の支給率を、年間合計4.10月分から4.20月分に引き上げると。勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するというものでございます。再任用職員につきましては2.15月が2.20ということでございます。

ここにあります表につきましては、上が一般職、下が特定管理職、部課長の職にある者ですけれども、この違いは、先ほど申し上げた勤勉手当の割合が特定管理職員のほうが高いというふうになってございます。

それで、この表を見ていただきますと、違いは、27年度におきましては12月期の特例給、ボーナスにおきまして、これまでが0.75月であった勤勉手当を0.85月にするというもので、この1回について0.1月分を上げるというものでございます。28年度以降につきましては、この部分につきましては0.8月・0.8月ということで、6月期・12月期は同じ割合で均等に上げさせていただくというものでございます。

下の特定管理職につきましても、勤勉手当が、これまで0.95のものを、この1回分、12月期で上げさせていただくという形で1.05月、それから28年以降につきましては、これは6月期・12月期を均等に1.0月ということにするものでございます。

めくっていただきまして、再任用職員の支給月数と書いてありますが、こちらは先ほど申し上げましたように0.05月ですので、同じように27年度につきましては12月期において0.05月を一度に加算し、28年度以降につきましては、それぞれ0.025月ずつ均等に加えるというものでございます。



それから、第3が給料表の改定ですけど、先ほどの中にあつた給料表の関係なんですけども、民間給与との格差を埋めるために、給料表を1,100円の引き上げを基本に改定をすると、平均改定率は0.4%です。初任給につきましては、初任給を2,500円、若年層についても同程度引き上げるといふことで、若い職員ほど上昇割合が高いと。で、ずっと年齢が高くなりますと、それが下がってくると、こういうふうな傾斜配分になってございます。その他の給料表におきましても、行政職給料表との均衡を基本に改定をするというものでございます。

第2条の関係ですけど、これはこの春28年4月1日からの施行でございます。1つは地方公務員法の改正によりまして、人事評価制度の導入等によって、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、所要の措置を講ずることとされたことによる改正でございます。

これは引用条項の改正が1つありまして、第1条関係、地方公務員法の改正に伴う引用条項が改正されたことに伴って条例も変えて、1つはあります。

それから、2つ目にありますのは、級別基準職務表の条例化ということで、明確に級別基準職務表というものを条例で定めるというふうにされたものでございます。

それからあと、行政不服審査法関係で、先ほども前の条例でも出ておりましたように、法律名称と引用条項を改正するものがございます。

また、人事院の関係では、先ほど申し上げましたが、平成28年度以降につきましては、勤勉手当の支給割合を6月と12月期、均等に配分するというものが第2条関係で、以上でございます。

級別基準職務表につきまして、新旧対照表につきましては、ただいまの御説明でかえさしていただきたいと思いますけど、特に追加したもので、この新旧対照表の29ページ以下、こちらに級別基準職務表というのを加えております。1級が主事の職務、2級が主任の職務、3級が主査、主任主査、係長の職務、4級が課長補佐の職務、5級主幹、課長、次長、振興事務所長の職務、6級が部長の職務とこういうふうな、以下読み上げませんけれども、このような医療職給料表におきましても、あわせて今回、いわゆる級別の職務というものを明確にしていくというものは法律に基づいて、今般これを追加をさせていただきます。

以上が、主に人勸に伴いまして今般職員の給与に関する改正を条例さしていただくというものでございます。先ほど申し上げました補正予算と御一緒に御審議をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第13号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、これは引用条項の修正を本文としております。第11条の2第1項第6号中「第29条」を「第35条」に改めるというものでございます。

もう1枚めくっていただきますと新旧対照表がありますが、同じでございます。これは、いわゆる農業委員会の法律に基づきまして、こちらにつきましては同じ条項の中で農業委員における守秘義務に関する規定、こういうものが追加されたことと、先ほども新しい郡上市の委員として出ておりました農地の利用の適正化推進委員と、こうした委員が新たに設置されることにつきまして、条項の中に幾つかの規定が追加をされましたので、そのことによりまして農業委員会の報告、調査の規定が第29条に規定されておりましたが、これが第35条になるというものでございます。

中身は、農業委員会において証人として意見を求めるという場合の規定でございまして、そうした場合に証人を招いた場合の、いわゆる旅費等に関する規定ということの条例でございます。これは条項の修正だけでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第14号 郡上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正等に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきますと、改正の内容ですけれども、主に2点あるわけですけれども、もう1枚おめくりいただいて新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

先ほどの提案理由のとおり、地方公務員法の改正に伴いまして指定がございましたので、そのように条例も今回改正をするというものでございます。新旧の旧の右側のほうの第6号にありました勤務成績の評定というところが特出しで2号になりまして、職員の人事評価の状況ということになります。

それから、第5号に職員の休業に関する状況というものを追加をするというものでありまして、それ以外のものにつきましては、号数がこのことによつてずれて、それで合わすというものでございます。職員の人事行政の運営等につきましての公表を、より適正にするという法律改正に伴っての改正でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第15号です。郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、八幡町野々倉地区における移動通信用無線基地局の整備に伴い、名称及び位置を規定するというものでございます。

おめくりいただきますと、今回追加する基地局の名称があります、と所在地番も。新旧対照表を、もう1枚おめくりいただきますとありますが、今般この今までのものに、ただいまの野々倉の基地局を追加するというものでございます。

この件につきましては、ちょうど昨年3月の議会で御審議いただきまして、野々倉に無線基地局を追加しようということで、これはNTTドコモでございますけれども、あるいは国の補助枠が獲得ができましたので、27年度事業として野々倉の上在所のほう、笹方峠の下ったところですけども、あそこが地元から設置要望もありまして、また往來の皆様の交通車両上の携帯電話も必要であると、これはいろいろな介護の方とか看護の方等もありましたので、郵便局とか。そういうことで要請をしまして整備をすることになって、予算もお認めいただいて、今般整備ができたものでございます。自分も1月に完成検査に行きましたけれども、あのかいわいは無線が通るようになったということでございます。この件を、今回追加をさせていただくものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、議案第16号、それから17号について説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第16号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

この省令を、以下「対象火気省令」というふうに表現をさせていただきます。

この省令は、この表現にあるとおり、条例の制定に関する基準を定める省令ということで、当郡上市の火災予防条例もこの省令に基づいて、この省令を基本に火災予防条例を制定しているところ です。

この条例は、28年4月1日から施行するというようにしております。

改正の背景ですけども、対象火気省令の施行後10年以上が経過しておりまして、当初想定していなかった設備や器具が流通してきました。この想定していなかった設備や器具というのは何かといいますと、2つあります。一つがグリドルつきこんろ、もう一つが電磁誘導加熱式調理器具なんですけども、これは以前からありましたけども、要は能力の高い、これは電磁誘導加熱式調理器具というのは通称IH調理器というふうにいいますけども、能力の高い、入力が5.8キロワットのもので流通してきたということで、今回、別表第3にあります種類の設備器具にこれをつけ加えたところが主な改正であります。

あわせて、この別表第3の表の整理をところどころしております。ガスグリドルつきこんろというのはどういうものかといいますと、通常、一般家庭に、台所に流し台がありまして、その片隅にガスこんろ、通常3口、3カ所のガスこんろがあつて、その下にグリルがあります。このグリルというのが、通常魚を焼いたりするものなんですけど、このグリルではなくてグリドルつきこんろということで、グリルというのはガスこんろの下に魚を焼くところがありますが、上のほうから焼くものなんですけど、グリドルというのは上からも下からも焼くようなものです。こういったものが流通をしてきたということで、別表第3につけ加えたということと、それからIH調理器ですけども、これも先ほど説明しましたように能力の高いものが出てきたということで、この別表第3に追加されました。

新旧対照表をごらんください。1ページごらんください。別表第3。この別表第3というのはどういうものかといいますと、対象火気設備または器具からの可燃物までの距離、火災予防上安全な距離を保つように、その離隔距離というものが定められております。表を見ていただきますと、一番上の段ですけど、種類、それから入力、その右側に離隔距離（センチメートル）とありますけども、離隔距離は上方、側方、また前方、後方ということで、それぞれ安全な距離が定められております。

新旧対照表の4ページをごらんください。4ページに、先ほど説明しましたように4ページの下段になります、厨房設備、気体燃料、不燃、不燃以外、開放式ということで、その右側に設備の種類が細かく入ってますけど、組み込み型こんろ、グリルつきこんろ、その次にグリドルつきこんろというふうにありますけど、このグリドルつきこんろが新たに追加されたということです。

それから、新旧対照表の9ページも、同じようにグリドルつきこんろ、9ページの下段、下の表になりますけども、グリドルつきこんろというのが追加されたということと、新旧対照表の11ページをごらんください。11ページには、中段のところですけども、不燃、電気こんろ、電子レンジ等とあります。その次が、こんろ部分の全部または一部が云々とあります。その下に、こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの、その右側に5.8キロワット以下、1口当たり3.3キロワット以下ということで、この5.8キロワットのIH調理器が追加されたということです。

そのほかについては、表の整理ということで御理解ください。

議案第16号については以上です。

議案第17号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、行政不服審査法の全部改正及び同施行令の公布並びに非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めよう

とすると。

この条例ですが、28年4月1日から施行ということにしております。

この公務災害補償の条例の改正ですけども、議案第11号と同じ改正に至る背景がございます。この消防団員等公務災害補償制度の調整率——調整率といいますのは後ほど説明しますが——補償を受ける際、公的なものをあわせて受ける場合は調整率によって調整をされるということですけども。公務災害補償制度のこの調整率なんですけども、先ほど議案第11号で説明がありました地方公務員災害補償法施行令の改正の話がございましたけども、この消防団員等の公務災害補償も、この地方公務員災害補償施行令の調整率、同じ調整率を用いております。その関係で消防団員等の公務災害補償の関係の調整率も改正するという事です。

新旧対照表をごらんください。まず、第26条、1ページですけども、新旧対照表の1ページ、第26条審査請求とありますが、これは「異議申立」を「審査請求」に改めるというものです。

それから次の第5条、これが他の法律による給付との調整ということで、第5条は損害補償を受けるとき、同じ理由により他の法律による年金、厚生年金や国民年金などからも支給を受ける場合は調整をされるということです。

第5条の第2項、新旧対照表2ページをごらんください。2ページですけども、表の中ですが、まず、1 傷病補償年金、その下にも2として傷病補償年金とありますけども、1のほうは括弧書きで「第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く」というふうになってますし、2の傷病補償年金は「限る」ということになっています。この第18条の2というのは特殊公務のことでありまして、高度な危険のある場所で活動したときに事故になったときがこの18条の2で、この特殊公務でない場合が1、それから2が特殊公務の場合に限るというものです。

調整率のほうは旧の「0.86」から「0.88」、2のほうは「0.91」から「0.92」、それから「第1級、第2級」の部分が、新のほうでは「第1級」というふうになってます。要は、この調整率が引き上げられたということでもあります。

次の、新旧対照表の3ページ、第5項ですけども、これは休業補償を受ける場合の調整です。これも調整率が引き上げられて「0.86」が「0.88」になったということでもあります。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、議案第18号について御説明申し上げます。

議案第18号 郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について。

郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例を次のとおり定めるものとする。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布による農業委員会

委員の公選制の廃止等に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1 ページめくっていただきますと、制定条例文がございます。本文3条から成る条文でございますので、全部御紹介いたします。

郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例。

目的。第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、郡上市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めることを目的とする。

委員の定数。第2条、委員の定数は、次のとおりとする。1号、農業委員19人。2号、推進委員19人。

委任。第3条、この条例の施行に関し必要な事項は、附則で定める。

附則といたしまして、施行期日ですが、この条例は平成28年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、2、この条例の施行の際、現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときはそのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。この場合において、推進委員は平成28年4月1日以降の新たに農業委員会の委員を任命した日から適用する。

郡上市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止。

3、郡上市農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成25年郡上市条例第35号）は廃止するというふうな文でございます。

1 ページめくっていただきますと、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の概要等がございますので、条例の制定の背景と、この法律の主な改正点について御説明申し上げます。

この農業協同組合法等の一部を改正する等の法律でございますが、昨年8月28日に国会で可決されまして、昨年9月4日に公布され、ことし28年4月1日から施行されることになりました。

改正法の趣旨でございますが、農業の成長産業化を図るため、農協、農業委員会、農業生産法人の一体的な見直しを行うものでございます。

体制の概要でございますが、見直しはここに掲げてありますように、農業協同組合法の改正、農業委員会等に関する法律の改正、農地法の改正の3本の法律の改正から成っておりまして、本日御提案いたします条例の制定に係る文につきましては、中段の右側でございます農業委員会等に関する法律の改正でございます。

この内容につきましては、農地利用の最適化、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入等を促進するための改正を行うものでございます。

内容といたしまして、大きく3つございまして、1点目が農業委員会の選任方法、公選制から市

町村長の選任制に変更するもの、もう一つが農地利用最適化推進委員を新たに農業委員会の中に設置するもの、そして農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に農業委員会のネットワーク機構を指定するものであります。

1 ページめくっていただきまして、農業委員会の選出方法につきまして御説明申し上げます。農業委員会の選出方法は、委員の公選制を廃止しまして、委員は市町村長が議会の同意を得て任命することになります。そして、市町村長は、委員を任命するに当たっては、改革の方向の中段あたりに書いてありますように、過半を原則として認定農業者にすること、そして2 番目といたしまして、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者1 人以上を入れること、女性・青年も積極的に登用することとしております。

農業委員の定数のほうですが、これにつきましては区域内の農業者数、農地面積等を考慮して、政令で定める基準に従い条例で定めるということで、今回、定めさせていただいたものでございます。

3 ページのほうに農地利用最適化推進委員の新設のことが書いてございますので、こちらのほうを御説明申し上げます。

現在の農業委員会の委員のほうですが、農地の権利移動の許可等の合議体としての決定を行う行為と、もう一つは、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等、地域における現場活動の両方を行っております。これを、特に現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、新しく農地利用最適化推進委員を設置するものでございます。農業委員と推進委員は密接に連携するということになっております。

推進委員は、みずからの担当地区におきまして、担い手への農地利用の集積ですとか集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等、地域における現場活動を行うということになります。

推進委員の定数ですが、政令で定める基準に従い条例で定めるということになっております。

推進委員につきましては、農業委員会が定める区域ごとに推薦、公募を行いまして、農業委員が委嘱するという格好になります。

おめくりいただいて4 ページのほうですが、それでは農業委員会の委員の定数の上限でございまして、先ほど申し上げましたように、区域内の農業者数と農地面積を考慮して定めるということになっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律、政令が昨年10月28日に公布されまして、その基準が決められました。中段に書かれておりますが、その基準でございまして、郡上市の農業規模でございまして、2010年の農林業センサスによりますと農家数が4,459戸、そして農林統計によりますと農地面積が2,930ヘクタールとなっております。これをこの下段の表に当てはめると、農業者数が1,100を超え6,000以下でございまして、あと農地面積が1,300ヘクタールを超え5,000ヘクタール以下ということで、この中段のものに位置するわけでございます。

推進委員を委嘱する農業委員会につきましては、改正後の上限が19人というふうに政令で定められます。推進委員を委嘱しない農業委員会、37人というふうになっておりますが、これにつきましては、もう一つ、5ページの3項の2のほうで、農業委員会は推進委員を委嘱しないことができる町村ということで、これが別に決められておまして、遊休農地がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでいる町村ということで、そういった農村ですとか農業委員会の設置が義務づけられていない市町村ということで、県レベルでいきますと200ヘクタール以下の市町村ということで、これには郡上市は該当いたしませんので、推進委員を委嘱する農業委員会19人というふうな定数になります。

現在の定数ですが、現在、農業委員会委員につきましては、選挙委員が23人、議会推薦4人、そしてJAからの推薦が1人ということで、合計28人でございます。それが30人になるということでございます。30人が上限でございましたが、それが28人置いておまして、それが19人になるということで、9人減少するということでございます。

そして、5ページの下段のほうに、それでは推進委員の定数はどういうふうに決められるかということですが、これにつきましては、農業委員会の区域内の農地面積の100ヘクタールに1人の割合で配置することができるというふうに政令で決められておりますので、先ほど申し上げましたように郡上市の農地面積、2,930ヘクタールですので、29.3人、切り上げまして最大で30人配置できるということになります。この人数につきましては、今まで検討を進めてきて、地域性を考慮しまして、農業委員会等の御意見を聞きながら、現場で活動が円滑に行える人数はどれほどかということで、農業委員会と同数の19人とすることといたしましたので、よろしくお願ひします。

そして、新体制ですが、現行の委員さんの任期ですが、任期は3年でございます、平成29年、来年の2月末までが任期となっております。本条例の附則の経過措置にありますように、現行委員の任期満了の日まで現在の委員の皆さんで在任するということになっておりますので、新体制に引き継ぐのは来年3月からということになります。本条例が可決されれば、ことし10月ごろに公募を行いまして、12月議会には新委員の選任議案を提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

施行につきましては、ことし4月1日からということでございます。よろしく御審議願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第19号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程22、議案第19号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。



説明を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 議案第19号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について。

地方自治法第286条第2項の規定により、中濃地域農業共済事務組合規約の一部を別紙のとおり改正することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上支所移転と可茂支所廃止に伴い、住所表記を改めるため、この規約を定めるものでございます。

中濃地域農業共済事務組合ですが、農家が被災を受けた場合、その損害を補填する共済業務を行っております。中濃管内5市7町1村、13市町村で構成されている組織でございます。組合規約の改正につきましては、地方自治法第290条の規定によりまして、あらかじめ構成する市町村議会の議決が必要であるため、今回、上程したものでございます。

改正の内容は、事務所の位置の改正でございます。現在、同組合の事務所は、本所が関市の栄町にございまして、郡上市と加茂郡にそれぞれ1つずつ支所が置かれております。2つの支所のうち、郡上支所につきましては、郡上市役所の八幡の中坪庁舎に今現在入っておりますが、同施設の場所に歴史民俗等収蔵施設が郡上市のほうで整備することになりまして、事務所を移転するものでございます。新しい郡上市の事務所の位置でございますが、大和町島の、郡上大和インターをおりました野口の交差点近くでございます旧JAめぐみの大和西営業所内でございます。JAの給油所の隣の施設でございます。そちらのほうへ移転することになります。

また、可茂支所につきましては、これを廃止しまして、業務を関市の本店に統合するものでございます。

組合規約の改正については、2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

右側のほうが改正前でございますが、第4条に組合の事務所の位置が記されております。アンダーラインの部分が改正部分でございますが、「支所を郡上市八幡町中坪226番地1及び加茂郡川辺町比久見616番地の3に置く」という部分を、左のほうの改正後では、「支所を郡上市大和町島2509番地の1に置く」というふうに改正するものでございます。

なお、組合規約の改正の施行は平成28年4月1日からとなっておりますので、よろしく御審議願います。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第19号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第19号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第20号から議案第33号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程23、議案第20号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてから、日程36、議案第33号 平成27年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの14議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第20号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただいて、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,269万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億8,641万円とする。

2項は省略させていただきます。

第2条、繰越明許費の補正。繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正でございます。地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正、追加でございます。

総務費の総務管理費、事業名、総合計画策定事業、金額110万円でございます。これは総合計画の印刷製本等に関するものでございます。地域公共交通施設整備事業648万7,000円でございます。これは八幡駅の改修に係る設計委託等でございます。社会保障・税番号システム整備費1億3,647万2,000円、マイナンバーに関するセキュリティーに関するものでございます。衛生費、保健衛生費、斎場整備事業1,200万円でございます。これは斎場整備に係る上下水道の布設に係るものでございます。農林水産業費、林業費、道整備交付金事業2,700万円、これは林道に関するものでございます。土木費、道路橋りょう費、道路維持補修事業2億1,000万円、これは7地域に係る道路補修に係るものでございます。合併特例道路整備事業4,900万円、これは市道3路線に対するものでございます。辺地対策道路整備事業2,609万1,000円、これは市道3路線に対するものでございます。社会資本整備総合交付金事業5,643万3,000円、これにつきましても3路線に対するものでございます。都市計画費、都市再生整備計画事業850万円、電柱の無電線化に伴う引き込み管路の設計に関するものでございます。住宅費、旧合同宿舎八幡住宅取得事業2,092万8,000円、旧の合同庁舎の住宅取得に関連して、土砂災害等に対する整備に関するものでございます。消防費、消防施設整備事業1,641万4,000円、消防ポンプ庫の2カ所の移転に関するものでございます。災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業、農地農業用施設300万円、1カ所でございます。現年補助災害復旧事業、林業用施設700万円、1カ所でございます。公共土木施設災害復旧費、単独災害復旧事業費730万円、1カ所でございます。合計で5億8,772万5,000円の繰越明許でございます。いずれにつきましても、関連部署との調整により、年度内完成が見込めなかったというものでございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、8ページ、「第3表 債務負担行為補正」追加でございます。事項、市長及び市議会議員選挙公報配布業務経費、期間、27年度から平成28年度まで、限度額14万8,000円でございます。これは選挙公報配布に係るものでございます。がんばれ子育て応援事業、平成27年度分、平成27年度から平成32年度まで3,050万円でございます。これは、がんばれ子育て応援事業に関するものでございます。合計で3,064万8,000円でございます。

「第4表 地方債補正」、変更、起債の目的、一般単独事業、合併特例事業、補正後の額を読まさせていただきます。13億1,290万円、2億850万円の減でございます。辺地対策事業4億1,240万円、5,220万円の減でございます。過疎対策事業2億3,440万円、2,580万円の減でございます。補助災害復旧事業3,880万円、3,370万円の減でございます。合計で28億7,050万円、3億2,020万円の減でございます。

以上が、20号でございます。

続きまして、議案第21号をお願いいたします。平成27年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第

3号) について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていきまして、1ページをお願いいたします。平成27年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

1条、歳入歳出予算の補正。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,696万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,352万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,068万7,000円とする。

2項は省略させていただきます。

2条、地方債の補正でございます。直営診療施設勘定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

18ページをお願いします。第2表地方債補正、変更でございます。起債の目的、過疎対策事業、補正後の金額、ゼロ円でございます。起債の目的、病院事業、補正後の金額4,400万円でございます。補正後の額は4,400万円ということになっております。

以上でございます。

続きまして、議案第22号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億4,968万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,144万円とする。

2項は省略させていただきます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

3ページをお願いします。第2表地方債補正、変更でございます。起債の目的、簡易水道事業、補正後の限度額でございます。5億8,560万円、2億2,950万円の減でございます。辺地対策事業2億4,890万円、9,000万円の減でございます。合計額8億3,450万円、3億1,950万円の減でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第23号をお願いします。平成27年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,483万1,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

議案第24号 平成27年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,776万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,503万8,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

続きまして、議案第25号でございます。平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,716万2,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

議案第26号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,549万2,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

続きまして、議案第27号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,450万5,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

続きまして、議案第28号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,514万9,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

続きまして、議案第29号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただき、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,449万2,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

議案第30号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ420万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,522万4,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

議案第31号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,046万2,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

議案第32号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成27年度郡上市の和良財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,027万6,000円とする。

2項は省略させていただきます。

以上でございます。

議案第33号 平成27年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。

総則、第1条、平成27年度郡上市病院事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。業務の予定量、第2条、平成27年度郡上市病院事業会計第2条に定めた業務の予定量は次のとおり補正する。2号、年間延べ患者数、入院、国保白鳥病院でございます。補正予定量が730人の減でございます。外来、国保白鳥病院、補正予定量が2,960人の減でございます。3号、1日の平均患者数、入院、国保白鳥病院でございますけど、補正予定量が2人減でございます。外来、国保白鳥病院、補正予定量が12人の減でございます。

次のページ行きまして、収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定量を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。款1の第2項、市民病院の医業外収益でございます。補正予定量が703万2,000円の増でございます。

款2、国保白鳥病院の収益事業の項1、医業収益につきましては4,523万2,500円でございます。項2、医業外収益2,639万2,000円の増でございます。合計で1,180万8,000円の減となっております。

支出の款1でございます。市民病院の第1項、医業費用、補正額は703万2,000円の増でございます。款2の国保白鳥病院の第1項、医業費用でございます。2,154万円の減でございます。第4項、特別損失270万円の増でございます。合計で1,180万8,000円のマイナスでございます。

3ページをお願いします。資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文、括弧書き中、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億2,950万7,000円を、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億1,269万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入対する科目でございます。

款1、市民病院の収入でございます。第4項、補助金789万8,000円の増でございます。款2、国保白鳥病院の資本的収入でございます。項1、企業債3,000万円の減でございます。項3、負担金568万8,000円の減でございます。項4、補助金2,261万5,000円の増でございます。合計で517万5,000円の減でございます。

款2、支出でございます。款2の白鳥病院の資本的支出でございます。項1、建設改良費2,198万3,000円の減でございます。

続きまして、4ページ、企業債でございます。第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。起債の目的は、国保白鳥病院の機器備品購入事業でございます。補正額はゼロでございます。合計としまして9,100万円ということで、補正後が9,100万円ということになっています。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。1、職員給与費、補正予定額869万3,000円の増でございます。

他会計からの補助金、第7条、予算第9条中8,942万4,000円を8,845万3,000円に改める。

棚卸資産購入限度額、第8条、予算第10条中7億687万6,000円を6億8,367万5,000円に改めると



いうものでございます。

なお、ただいま説明しました各会計の詳細につきましては、お手元に配付しております事業概要一覧表に記載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました14議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第20号から議案第33号までの14議案については、会議規則第44条第1項の規定により、2月23日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第33号までの14議案については、2月23日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分を予定いたします。

（午後 2時28分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時39分）

---

◎議案第34号について（提案説明・委員会付託）

◎議案第35号から議案第56号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程37、議案第34号 平成28年度郡上市一般会計予算についてから、日程59、議案第56号 平成28年度郡上市病院事業会計予算についてまでの23議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、議案第34号から56号まで一括して、まず議案を説明させていただきます。

議案第34号 平成28年度郡上市一般会計予算について、議案第35号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第36号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について、議案第37号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計予算について、議案第38号 平成28年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第39号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第40号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、議案第41号

平成28年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第42号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第43号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第44号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第45号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第46号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第47号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第48号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第49号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第50号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第51号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第52号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第53号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第54号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第55号 平成28年度郡上市水道事業会計予算について、議案第56号 平成28年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

説明につきましては、1枚めくっていただきました郡上市当初予算、平成28年度の当初予算総括表の会計名、28年度の予算額、それから増減額、増減率を読み上げさせていただきたいと思います。

一般会計279億300万円、増減額3億5,400万円の増でございます。1.28%の増でございます。国民健康保険特別会計57億1,958万1,000円、1億3,068万5,000円、2.23%の減でございます。国民健康保険特別会計直営診療施設勘定5億1,876万円、1,396万3,000円、2.77%の増でございます。簡易水道事業特別会計30億1,105万9,000円、6億6,041万3,000円、28.09%の増でございます。下水道事業特別会計23億3,180万1,000円、7,142万1,000円、3.16%の増でございます。介護保険特別会計42億8,444万4,000円、2,855万1,000円、0.67%の増でございます。介護サービス事業特別会計7億570万9,000円、582万9,000円、0.82%の減でございます。ケーブルテレビ事業特別会計1億2,841万3,000円、1,457万3,000円、10.19%の減でございます。駐車場事業特別会計462万9,000円、53万円、12.93%の増でございます。宅地開発特別会計573万4,000円、70万5,000円、10.95%の減でございます。青少年育英奨学資金貸付特別会計3,300万1,000円、156万円、4.96%の増でございます。鉄道経営対策事業基金特別会計1,191万8,000円、同額でございます。後期高齢者医療特別会計5億9,272万3,000円、2,714万8,000円、4.8%の増でございます。小水力発電事業特別会計1,418万7,000円、112万6,000円、7.35%の減でございます。大和財産区特別会計1,300万円、164万5,000円、11.23%の減でございます。白鳥財産区特別会計1,673万8,000円、364万円、26.06%の増でございます。牛道財産区特別会計2,397万3,000円、836万円、53.55%の増でございます。石徹白財産区特別会計3,594万9,000円、652万5,000円、22.18%の増でございます。高鷲財産区特別会計3,075万1,000円、920万1,000円、42.7%の増でございます。下川財産区特別会計528万5,000円、164万

1,000円、45.03%の増でございます。明宝財産区特別会計3,230万2,000円、572万1,000円、15.05%の減でございます。和良財産区特別会計942万円、60万8,000円、6.9%の増でございます。特別会計の合計が175億2,937万7,000円、6億7,309万7,000円で3.99%の増でございます。

一般会計と特別会計の合計が454億3,237万7,000円で10億2,709万7,000円、2.31%の増でございます。

企業会計でございます。水道事業会計、収益でございます。3億3,911万8,000円、524万4,000円、1.52%の減でございます。資本、1億6,985万円、5,354万円、46.0%の増でございます。病院事業会計、収益、43億807万9,000円、3,615万7,000円、0.83%の減でございます。資本、6億4,708万4,000円、649万5,000円、1.01%の増でございます。企業会計の合計が54億6,413万1,000円、1,863万4,000円、0.34%の増でございます。

総合計としましては508億9,650万8,000円、10億4,573万1,000円で2.1%の増でございます。

なお、歳出の詳細につきましては、お配りしております事業概要説明一覧表に記載してありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました23議案のうち、議案第34号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。なお、議案第34号に係る質疑は予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

議案第35号から議案第56号までの22議案についての質疑は、会期日程に従い、改めて行ひます。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第34号については、会議規則第44条第1項の規定により、3月17日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、3月17日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第57号から議案第61号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程60、議案第57号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてから、日程64、議案第61号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第57号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定

管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設でございます。指定する団体、郡上市八幡町島谷130番地1、株式会社郡上ネット。指定の期間は、これまでは3年間で第1期やってまいりましたけれども、今回は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間ということを計画させていただきました。

郡上ネットにつきましては、毎月、モニタリング検査、実地検査をしております。また、1年に2回、私も現場での立ち会いをしておりますが、予定された業務につきましては、一部企画物ですので、新規の計画物につきましては、まだこれからというものがありますが、業務をほぼ完遂をしていただいております。また、25、26、27年度の3年間におきましての納入金額も2億214万1,000円ということで、当初80%を納入していただくというふうなことをしてはりましたが、昨年度見るところでは90%を超える納入金を納めていただいております。おかげさまで関係の基金につきましても、この間に2億7,000万円積み立てることができましたので、通常の機器更新並びに基盤整備へ向けての資金の準備ということもできてきておるわけでございます。この間の通常の業務、あるいは保守管理体制等々含めて了とされております。引き続きまして、郡上ネットを指定管理者としてケーブルテレビ事業を推進したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、私のほうから、農林水産部が所管しております議案58号と59号の2件につきまして、提案説明させていただきます。

初めに、議案第58号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市白鳥ふれあいの館、郡上市白鳥農畜産物処理加工施設。2、指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地2、株式会社しろとり。3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで、5年間でございます。

今回、指定管理者を提案いたします2つの施設ですが、白鳥町向小駄良の国道156号沿いにあります清流の里しろとりの中にあります特産物振興センターと木遊館との間に位置する施設でございます。特産物振興センターに向かって右側にあるのが郡上市農畜産物処理加工施設で、通称そば工房源助さんと呼ばれるものでございます。そばの加工ですとか販売を行っております。また、その

隣にあるのが白鳥ふれあいの館でございまして、みたらし団子ですとか朴葉御飯ですとか、そういった農産加工品を販売しております。

両施設ですが、平成25年度までは白鳥町農業婦人クラブが指定管理者として管理業務を受けておりましたが、同婦人クラブが人員等不足により、平成26年度からは株式会社しろとりが同婦人クラブ員を雇用した形態で営業しております。指定管理を受託しておるわけでございます。

この指定管理期間が平成28年3月末をもって満了するため、今まで適正な管理実績があります株式会社しろとりに、指定管理者を引き続きお願いしようとするものでございます。

なお、両施設につきまして指定管理料は支払いはしておりませんし、新年度におきましても予算計上はしておりません。

よろしく御審議ください。

続きまして、議案第59号でございます。郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称でございますが、郡上市白鳥木遊館。2、指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地2、株式会社しろとり。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

白鳥木遊館も、先ほど議案第58号で提案いたしました白鳥ふれあいの館に隣接しておりまして、白鳥向小駄良の清流の里しろとりの中に位置する施設でございます。建物につきましては、平成2年に旧の白鳥町が林業構造改善事業を活用して整備した木造建物でございます。林産物の展示販売などを行っておりまして、国産材の宣伝を行うことを目的に建てられた施設でございます。平成24年までは郡上森林組合が指定管理者として運営をしておりましたが、森林組合の都合によりまして指定管理を辞退されたため、平成25年度からは現在の株式会社しろとりが指定管理を受託しております。

この施設につきましても、平成28年3月をもちまして指定管理期間が満了するため、今まで適正な管理実績があります株式会社しろとりに、周辺施設一体的に管理していただくという観点もございまして、引き続き指定管理者に指定したいと思うものでございます。

なお、この施設につきましても指定管理料の支払いはございませんし、新年度におきましても予算計上はしておりません。

よろしく御審議願います。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、議案第60号でございます。白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称でございます。白山長滝公園、次に白鳥地域特産物振興センター、次に白尾ふれあいパーク、この3施設でございます。指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地2、株式会社しろとりでございます。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで、5年間でございます。

まず、施設につきまして、若干概要をお話を申し上げます。1カ所目の白山長滝公園、これは平成4年3月20日に、白鳥町長滝に設置しました道の駅でございます。食堂、トイレ、情報コーナーのほか、野外ステージ、芝生広場、テニスコートを擁しております。

2つ目の白鳥地域特産物振興センターにつきましては、白鳥町向小駄良に地域農林水産物加工高度化施設ということで昭和62年8月25日に設置し、以来、白鳥地域における特産物の開発拠点として取り組んでまいったところでございます。25、26年度には大規模改修をし、さらに道の駅の認定を現在協議中ございまして、平成28年度には認定の見込みとなりましたものですから、新年度より商工観光部に所管がえを行いたいというものでございまして、施設の概要につきましては地域食材の供給施設、あるいは加工室、あるいは展示販売の施設、便所等でございます。

3つ目の白尾ふれあいパークでございます。これは平成9年12月26日に設置いたしました、白鳥町恩地に設置いたしました道の駅でございます。白尾ふるさと館、青果市場、あるいは公衆トイレ、情報コーナー等でございます。

この3施設、平成17年度から指定管理者制度を導入しておりまして、郡上白鳥道の駅管理運営協議会が指定管理を行ってまいりましたが、平成25年4月1日からは、この協議会につきまして、株式会社しろとりと改組、法人化いたしまして、現在まで株式会社しろとりが指定管理を行っているものでございます。

株式会社しろとりにつきましては、白鳥地域の複数の活性化施設、先ほど議案第58号59号で御説明申し上げました施設も含めまして、指定管理の実績がある法人でございまして、引き続きこの会社を指定管理者としたいという提案でございます。

なお、指定管理料につきましては、道の駅の公益性を勘案いたしました管理費ルールによりまして積算をしておるものでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 続きまして、議案第61号であります。フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称は、フレンドシップつくしの家であります。指定する団体は、郡上市大和町剣61番地1、特定非営利活動法人郡上つくし会、指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

当該法人でありますけれども、NPO法人設立の県の認証を受けまして、平成25年の5月の8日から本年度末の28年3月31日までの間、フレンドシップつくしの家の指定管理者とする議決をもって、現在、定員25人の就労継続支援B型の事業所として運営をしております。

次期の指定管理者の指定に当たりましては、条例の第5条でございます募集によらない選定等、この規定に基づきまして、非公募によりまして指定管理候補団体を選定すべく、当該法人に対しまして申請の事項及び仕様書等をお示しをさせていただいたところ、本年2月をもって申請がございまして、経営状況等関係書類を確認をさせていただいたところ適当と認められるため、指定管理者としての指定をお願いをするものでございます。

ちなみに、指定管理料のお支払いはございません。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第62号について（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程65、議案第62号 第2次郡上市総合計画基本構想についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第62号 第2次郡上市総合計画基本構想についてでございます。

郡上市住民自治基本条例第21条の規定により、郡上市総合計画基本構想を定めることにつき、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

本日は、この議案として第2次郡上市総合計画基本構想、平成28年度から平成37年度までの10年間の基本構想につきまして添付をさせていただきました。

それから、あわせまして、この基本構想に、いわば序論と、それから前期5カ年間の基本計画を添えて、全体の第2次郡上市総合計画という形で参考資料を、お手元に本日配らせていただいております。これらを参考資料に、御審議を深めていただきたいというふうに思います。

それでは、平成18年から平成27年、この10年間を計画期間とする現在の郡上市総合計画、この終わりへ向けまして、終期へ向けまして、一昨年から新しい総合計画というものにつきまして考えて

まいりました。合併10年の振り返り、あるいは成果指標の分析等々ございますけれども、この歩みを振り返ってみますと、平成26年7月に庁内各課の中堅職員において総合計画の起草委員会を設置しまして、この2次総の策定事業を開始をいたしました。

それから、合併10年を迎えた、26年度でしたけれども、この9月、郡上市合併市制施行10周年記念シンポジウムの、取りまとめとして行ったこのシンポジウムにおきまして10年を振り返るということと、また、今後の取り組みということでパネラーの皆さんとの夢対談を行ったわけですが、これが1つのキックオフイベントと、我々としては位置づけて取り組ませていただきました。

市民の皆様の声をより広く生で聞くための郡上みらい会議というものも、平成26年11月から9回開催をまいりました。また、地方創生における郡上市版人口ビジョンと総合戦略の作成という、こういうふうな時期とちょうど重なってまいりましたので、この地方創生の推進会議、皆さんの御意見、また夢論文ですね、こうしたもの、あるいはアンケート等々、広く市民の皆さんの御意見とかけろいろな課題を整理をしまして、総合計画のその中核の中身となす、今回、地方創生の総合戦略というものも、ちょうどまとめてきたわけであります。

したがって、この総合戦略につきましては、この総合計画、前期基本計画のアクションプランとして一体化させていくというふうな内容といたしました。公募4名を含む30名の市民から成る郡上市総合計画審議会に、平成27年、昨年6月22日に市長から諮問をいただきまして、3つの部会、産業基盤部会、それから福祉教育部会、自治地域振興部会、それぞれ審議をいただきまして、これまでに全体会を3回、分科会をそれぞれ5回、延べ15回の審議を熱心に議論をしていただいたということでございます。最終的に、意見を取りまとめていただきまして、先月25日には審議会長から答申をいただいたところでございます。審議会の意見としては原案を了としていただきまして、さまざまな場面で市民に理解を求めること、わかりやすい周知方法をとること等が御指摘としては上がってございます。

また、それまでの分科会の御意見につきましては、でき得る限り盛り込ませていただいているものでございます。

こうしたことを経まして、パブリックコメントの機会を持ち、これは意見はなかったわけですが、そして本日の構想の提案となりましたので、よろしく願いをいたします。

基本構想につきましては、おめくりをちょっといただきたいと思いますが、最初に目指すべき郡上市像ということで、まちづくりの基本理念といたしましては、「みんなで考え、みんなでつくる郡上」と。第1次と基本的には変わりませんが、やはり人口ビジョン等の、これからの極めて厳しい人口構成の郡上市の現状を、しっかりみんなで捉え、考えていくということに少し重点を置いて、「みんなで考え、みんなでつくる郡上」ということとさせていただきます。

そして、「ずっと郡上もっと郡上」ということにつきましては、項の下段に書いてありますよう



に、世界農業遺産「清流長良川の鮎」や白山ユネスコパーク、3月にこうした動きが、これから起きてまいりますけれども、こうした豊かな自然、伝統文化、産業、暮らしなど、市民の皆さんそれぞれの郡上に対する思い入れや誇りを大切にして、これまで先人が培ってこられた郡上の価値を今後もずっと守り続け、そしてその価値をもっと伸ばしていこうと、こういう願いを込めて「ずっと郡上もっと郡上」というふうなものを、今回、基本理念の中に盛り込ませていただきました。

あと、将来像としましては、前期と少し順番は入れかえたんですけれども、住みたいまち郡上「安心」、輝きたいまち郡上「活力」、訪ねたいまち郡上「交流」という形で、これからの目指すべき郡上の将来像としていきたいと考えております。

それから、1枚めくっていただきますと、基本目標、これまで5本の柱ということで、1から5まで、これは同じでございますが、こうした柱を盛り込んでまいりました。それに、前期、後期基本計画からは地域振興ということで、非常に特色ある郡上の各地域、旧町村の持ち味というものを、これからも伸ばしていこうということで、6つ目の柱に個性あふれる地域づくり、こういうものを打ち立てる。そして、5番の自治まちづくりに盛り込んでおりました健全な行財政というものも、これから非常に非常に我々としては大事な取り組みになってまいりますので、7番目の柱というふうに打ち立ててございます。

それから、人口目標につきましては、人口ビジョンの中で詳細な分析とこれからの対策を練ってきたわけでありまして、6ページでございます、これから10年後の郡上市総合計画の第2次総の目標としましては、平成37年、目標人口を3万7,500人ということで設定をしたいと考えております。

それから、地域整備の構想につきましては、先ほど申し上げました、それぞれの個性あふれる地域づくりというものを大事にしながら、一方で、9ページにありますようにゾーン設定ということで、郡上市を1つの自治体として捉えた場合には、やはりその中で特色ある地域の特徴といえますか、強みを生かした形での郡上市の地域振興と、こうした両面の見方を持ちながら郡上市の振興を進めていきたいということで、地域整備の方向性ということで盛り込んでございます。

以降、基本構想の構想体系につきましては、12ページに基本理念、将来像、まちづくりの基本目標、そしてこれを分野別基本方針として、基本計画の中で、これを実行していくという体系を盛り込んでおります。一応、基本構想の中では、このそれぞれの分野別の方針、そういうものを全部とも、それぞれの柱として打ち立てておりますので、ここの中の構想の一環として捉えていただきたいと思っております。

また、14ページに重点プロジェクトというものを、特に特出しをしておりますけれども、これは特に今回の地方創生の総合戦略、この4つのプロジェクトをもって対策を講ずるとしました総合戦略と総合計画を一体化して推進するために、そちらのものを基本的に同じ分野においてプロジェクト

ト事業として位置づけたものでございます。

今般の28年度予算につきましても、大いにこうしたものを土台としながら、予算編成へ向けて取り組みをさしていただいているところでございます。あわせて御審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第63号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程66、議案第63号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 議案第63号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めます。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

辺地総合整備計画につきましては、1枚おめくりいただいたように27年度から31年度ということで、先般、27年度におきまして計画を始めたところでございます。今般、全部で6つある中の3つの辺地につきまして、一部変更が出てきたということで、議会の議決を求めるということになったわけですけれども、この関係の資料の一番終わりのほうに図面が出ておりますが、そのもう一つ手前、恐れ入ります、一番最後から3枚目のところに辺地総合整備計画の公共施設の整備計画変更概要というのがありますが、ごらんをいただきたいと思います。A4の横です。ありますでしょうか。図面の1枚手前にあると思います。あるいは参考資料の一番最後のところに当たると思います。横長のA4のものでございます。よろしいでしょうか。資料の変更参考資料というふうにしてつけたものの一番最後の4ページをごらんいただきたいと思います。

これは中部・北部・西部辺地、それぞれ飲用水供給施設の項で、布設におきまして変更が今回あったわけですけれども、変更理由をちょっと読まさせていただきます。中部辺地ですね。統合区域を検討する中で——これは飲料水供給施設です——阿多岐簡水の余水を有効利用することが施設統合上有利であると判断したため、区域の見直しにより配水管の延長が増となったと、また、国土交通省より、技能労働者への適切な賃金水準の確保を目的に労務単価等の引き上げが行われたことにより、これに伴う諸経費分の見直しを行ったと、これらの理由により、事業費が増額となったというものでございます。

変更前の計画は、ここは配水施設整備、配水管布設におきまして、事業費は3億2,000万円の計

画でございましたが、これが4億8,135万6,000円ということで増額になったものでございます。

同様に北部辺地におきましても、これは2カ所に当たるわけですがけれども——先ほど、済みません、中部辺地につきましての事業名は中西・白鳥東部・那留・阿多岐統合事業ですね、そして北部につきましては、ひるがの・西洞・上野・板橋統合事業と高鷲中央・小洞・大洞統合事業ということで、2つの事業でございます。同様のことですけれども、これも安定した飲料水の供給を行う上で配水管の増径ですね、口径を大きくするというふうな必要な箇所があったということでございます。

技能労働者への適切な賃金水準の件につきましては同様でございます、上段の事業につきましては8億9,031万3,000円が10億6,763万7,000円に増額となりました。下段の高鷲中央の関係の統合事業につきましては、3億63万1,000円が3億686万9,000円に増額となったものでございます。

続いて、西部辺地でございます。高畑・那比・相生・千虎・下吉野統合事業でございます。こちらでも浄水場施設の確定による浄水施設の詳細設計を行った結果、導水管延長などがあり事業費が増額となったと、現地精査の結果、安定した飲料水の供給を行う上で配水管の増径が必要な箇所が発見されたと、こういうことによりまして、事業費が増額となったということでございます。技能労働者への賃金水準の引き上げにつきましては同様でございます。こちらの事業費は6億7,077万円が9億1,705万7,000円と、こういうことで増額になったものでございます。

議案の頭のほうに戻っていただきまして、ただいま申し上げました事業の変更につきまして、それぞれ郡上中部辺地、それから郡上北部、郡上西部とこの3つの辺地におきまして変更があったものでございます。中身につきましては、それぞれ飲用水供給施設の項でございます、変更につきましては。

以上、3辺地の一時変更につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この最後のところの変更概要というやつを見ておりますと、説明がしてあって、ああそうかと、そのようにしたほうがよいということや、あるいは労務単価の引き上げを行うというようなことで、私も必要なことやと思っておりますが、例えば中部辺地の配水管の延長ってのはどのぐらい延長されるのかとか、あるいは労務単価の引き上げということで、この事業の中ではどのぐらいの引き上げになっておるのか、説明がほしいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 失礼いたします。今の御質問で、まず中部の辺地のところの配水管の延長増がどれぐらいかということでございますが、1,365メートルでございます。

それから諸経費の見直しでございますけども、こちらにつきましては組んだときと、それから現在でございますけども、労務単価が約35%上がっております。それから、諸経費でございますが、諸経費については約5%の増となっております。積算して事業費に置き直しますと約1.33倍ぐらいというふうに把握しております。これらにつきましては、御存じのようにこの簡水の統合事業でございますけども、28年度が最終年度でございます。そのために、今回この変更を上程さしてもらいまして、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 大体わかりましたが、同様に、その下の北部辺地についても配水管の増径が必要な箇所がありますね。これ、何カ所やらわかりませんが、その説明をいただきたいと思いたすし、その下の西部についても延長がありますので、どのぐらいのメートルになるのか説明をお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) 失礼いたしました。真ん中の北部の辺地のところでございます。こちらの上段のところでございますが、高鷲の北部の配水管でございますが、こちらが1,500メートルの増でございます。

それから、あと、こちらのほうの管径がちょっと大きくなったところについて、箇所数というのが手持ちにございませんので、申しわけございませんがよろしくお願いたします。

それから、下のところの西部地区でございますが、導水管の延長がふえたというふうにかしていただいておりますが、こちらが565メートルでございます。

なお、こちらの主な理由でございますが、北部の辺地でございますが、こちらのほうにつきましては、ふえた分が書いてございますけども、例えば板橋の配水池が現状を使うということで不施行になるとか、ポンプの能力が検討して小さくなるかというような形のものも積算いたしまして、結果的にこうなったということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第97号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いたす。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、採決いたします。議案第97号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第64号から議案第66号までについて(提案説明)

○議長(尾村忠雄君) 日程67、議案第64号 財産の無償譲渡について(高鷲町ひるがの地内)から、日程69、議案第66号 財産の無償譲渡について(上土京集会所)までの3議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長(三島哲也君) それでは、64号から66号につきまして、説明をさせていただきますと思います。

議案第64号 財産の無償譲渡について(高鷲町ひるがの地内)。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、土地でございます。所在地はひるがのの2375番地の566、地積は638平方メートル、地目は原野。2番目が、ひるがのの4670番地の1165、876平米、地目、原野でございます。3点目が、ひるがの4670番地の245、2,287平米、原野でございます。4点目が、ひるがの4670番地の2986、1,173平米、地目は原野でございます。合計4,965平方メートルでございます。

譲渡の相手方、郡上市高鷲町ひるがの4670番地3019、ひるがの自治会でございます。譲渡の理由につきましては、自治会(地縁団体)で土地受け入れ準備が整ったため、市名義となっているひるがの自治会所有の土地を当該自治会に移すためということになっています。

1枚めくっていただきまして、位置図というふうになっております。ちょっと小さくて申しわけございませんが、物件2から4につきましてのところ、これはひるがのの国道沿いのところと、それから高速道路を渡ったところ、板橋でございますけど、2カ所に物件1というふうには書いてます。物件1というのは、最初の説明しました1番目でございますし、2から4点というのは2番目から4番目のところということでございます。

次に、めくっていただきますと、まず最初、これは位置ところでございますけど、ひるがのの板

橋で、ひるがのから入っていきまして、高速道路を通り過ぎまして右肩へ入ってきたところがございますけど、このところの斜線がある土地ということでございます。ここにつきましては、現在、ほこらが建っておって、自治会のほうが管理しておる土地ということでございます。これは、経緯書等を見ますと、本来、自治会等に寄附をしたいところではございましたけど、法人登録されてないということで、高鷲村のところに管理してほしいと、そういったような顛末書で確認されて、市が管理する土地で、現在、名義は郡上市になっているという土地でございます。

その隣のページでございますけど、ここはひるがのの高鷲北小学校の隣の土地でございます、3筆でございますけど、ここにはひるがのの白山神社が建っております、ここについても同様にひるがの自治会のほうが管理しておる土地ということでございまして、経緯をしらべてみますと、このところについても、本来、自治会に所有というようなところではございましたけど、その当時、法人登録等がなされてなくて、高鷲村のほうで、まず名義を移して、管理は自治会がするとそういったような確約書、顛末等も確認したところでございます。

今回でございますけど、ここに記載ありますとおり、自治会の地縁団体としての法人登録ができて、地元から土地の受け入れ準備ができたからということで、寄附譲渡の申し入れがあった土地につきまして、今回、無償譲渡についての議案を提出させていただくものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第65号でございます。財産の無償譲渡について（和良町安郷野地内）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産でございますけど、ここに書いてございますように安郷野の野首3番地の1から一番下まで14筆でございますけど、ここにつきまして議題のとおりでございます、合計としまして1,887.25平方メートルということで、地目につきましては宅地と雑種地というふうになってございます。

譲渡の相手先、郡上市和良町安郷野130番地の1、安郷野自治会でございます。

譲渡の理由、当該土地は、安郷野橋新設に伴う旧安郷野集会所敷地の残地及び移設後の集会所敷地で自治会として集会所周辺を一体的に引き続き利用するため、譲渡するというものでございます。

1ページめくっていただきますと、位置図としまして、先般開通式を行いました安郷野橋のところにある場所でございます。その裏面でございますけど、案郷野橋がありまして、この渡ったところに旧の集会所がありましたけど、今回、道路の新設によりまして、移転したところが13番地の1というところになってございます。ここに現在、集会所が建っております。今回、地元安郷野自治会のほうから、旧安郷野集会所があったところの土地、それから河川沿いの土地でございますけど、このところにつきまして駐車場用地、あるいは川沿いにつきましては景観保全に対して整備

をしていきたいというところ、それからあと15の1につきましても、残地として、このところを一体として、自治会として整備管理していきたいというふうな申し出がございました。ということでございまして、今回、集会所施設の跡の景観等に対する譲渡ということで、そういった自治会からの申し出につきまして無償譲渡についての議案を提出するものでございますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、議案第66号 財産の無償譲渡について（上土京集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第2項の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、建物、所在、郡上市和良町土京1816番地7、構造、木造平家建て、床面積、102平方メートル、譲渡の相手方、郡上市和良町土京1977番地の1、上土京自治会でございます。

譲渡の理由、施設の効率的活用及び自治会組織の活性化を図るためということでございまして、これにつきましては自治会が受け入れが整ったということで、集会所の無償譲渡ということで、2枚目の資料としまして位置図及びそれに対する詳細が書いてございますので、よろしく願いしたいと思います。

以上につきまして、財産の無償譲渡3案件について説明させていただきましたので、御審議のほど、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

先ほどの議案第63号につきまして、議案番号を間違えて採決いたしましたので、改めて採決をいたします。

議案第63号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第67号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程70、議案第67号 工事請負変更契約の締結について（第75号阿多岐川災害復旧工事）を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） では、議案第67号 工事請負変更契約の締結について（第75号阿多岐

川災害復旧工事)。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約金額、減額754万4,880円。請負額ですが、変更前2億6,265万6,000円、変更後2億5,511万1,120円。

2番、契約の相手方、郡上市白鳥町那留1502番地409、株式会社前田土木、代表取締役前田守廣。

3、工事の場所、郡上市白鳥町阿多岐地内。

4、変更の理由、残土処理に伴う運搬距離の減等による。

1枚めくっていただきまして、平成26年8月13日から26日の豪雨災害における災害復旧工事であります阿多岐川災害復旧工事。工期のほうですが、工期については3月25日で変更ございません。26年から27年に債務負担かけまして、2年間の工事ということで、8番目の事業の内容のほうのところですが、復旧の延長につきましては変更ございません。特に大きな事業費の変更の中で、一番下のところに残土の処理という表現がしてあります。土砂の運搬距離が12.2キロで見えておりましたが、距離が2.1キロに変わったと。当初、残土処理場のほうをエコロジーの中津屋のほうに設定してたわけですが、阿多岐のほうで設けられたということで、運搬距離が10.1キロの減になったと、そういうことで全体事業費、精算しまして、減額の補正ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(尾村忠雄君) 説明が終わったので質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、採決いたします。議案第67号については原案のとおり可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎報告第1号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程71、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成28年2月22日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、和解及び損害賠償の専決でございます。

専決第14号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成28年1月12日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございますけど、平成27年11月10日午前9時45分ごろでございますけど、郡上市八幡町入間2733番地の1付近におきまして、公用車が交差点を右折しようとしたところ、後方から追い抜きをしてきた相手車両と接触したものでございます。市は示談により損害を賠償するというところでございます。

損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額は15万7,610円でございます。

続きまして、専決第15号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成28年1月26日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容でございますけど、平成27年12月1日の午前8時15分ごろでございますけど、郡上市八幡町小野4丁目4番地1、郡上市の消防本部の庁舎内の駐車場でございますけど、公用車——救急車でございますけど——後退中に、駐車していた相手のフロントバンパーに公用車のリアステップが接触し損害を与えたということで、市は示談により損害を賠償するものでございます。

損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額は12万7,256万円でございます。

どうもいろいろ御迷惑をかけまして申しわけございませんでした。

（発言する者あり）

○総務部長（三島哲也君） 間違えましたか。済みません、12万7,256円でございますので、よろしくをお願いします。以上でございます。どうも失礼しました。

○議長（尾村忠雄君） 質疑はありますか。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（尾村忠雄君） 以上で報告第1号を終わります。

---

◎議報告第1号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程72、議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告等）。  
議員派遣報告書を、別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいたごき報告にかえます。

---

◎議報告第2号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程73、議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）。  
例月出納検査の結果が、監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたごき報告にかえます。

---

◎議報告第3号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程74、議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）。  
定期監査の結果が、監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたごき報告にかえます。  
2月12日まで受理しました請願及び陳情は、お手元に配付しました文書表のとおり各常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。  
本日はこれで散会いたします。

(午後 3時45分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 野 田 龍 雄